

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
目次	目次	
第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
第1節 計画策定の目的・・・・・・・・・・ 1	第1節 計画策定の目的・・・・・・・・・・ 1	
第2節 計画の性格・・・・・・・・・・ 1	第2節 計画の性格・・・・・・・・・・ 1	
1 福岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画・・・・・・・・ 1	1 福岡県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画・・・・・・・・ 1	
2 福岡県地域防災計画（「基本編・風水害対策編」、「地震・津波対策編」）との整合性・・・・・・・・・・ 1	2 福岡県地域防災計画（「基本編・風水害対策編」、「地震・津波対策編」）との整合性・・・・・・・・・・ 1	
3 計画の構成・・・・・・・・・・ 1	3 計画の構成・・・・・・・・・・ 1	
4 市町村地域防災計画との関係・・・・・・・・ 2	4 市町村地域防災計画との関係・・・・・・・・ 2	
5 計画の修正・・・・・・・・・・ 2	5 計画の修正・・・・・・・・・・ 2	
第3節 計画の周知徹底・・・・・・・・・・ 2	第3節 計画の周知徹底・・・・・・・・・・ 2	
第4節 計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針・・・・・・・・ 2	第4節 計画の策定又は修正に際し尊重すべき指針・・・・・・・・ 2	
第5節 原子力災害対策重点区域を含む市町村の範囲・・・・・・・・ 2	第5節 原子力災害対策重点区域を含む市町村の範囲・・・・・・・・ 2	
第6節 原子力施設の状態に応じた防護措置などの実施・・・・・・・・ 4	第6節 原子力施設の状態に応じた防護措置などの実施・・・・・・・・ 4	
第7節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施・・・・ 5	第7節 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施・・・・ 5	
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・ 8	第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱・・・・・・・・・・ 8	
第2章 災害事前対策・・・・・・・・・・ 15	第2章 災害事前対策・・・・・・・・・・ 15	
第1節 災害事前対策の概要・・・・・・・・ 15	第1節 災害事前対策の概要・・・・・・・・ 15	
第2節 効果的な応急対策活動のための事前対策・・・・・・・・ 15	第2節 効果的な応急対策活動のための事前対策・・・・・・・・ 15	
1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況などの届出の受理・・・・・・・・・・ 15	1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況などの届出の受理・・・・・・・・・・ 15	
2 協定に基づく現地確認・・・・・・・・・・ 15	2 協定に基づく現地確認・・・・・・・・・・ 15	
3 立入検査と報告の徴収・・・・・・・・・・ 15	3 立入検査と報告の徴収・・・・・・・・・・ 15	
4 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携・・・・・・・・ 15	4 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携・・・・・・・・ 15	
5 即応体制の整備・・・・・・・・・・ 16	5 即応体制の整備・・・・・・・・・・ 16	
6 情報収集・伝達体制の整備・・・・・・・・ 17	6 情報収集・伝達体制の整備・・・・・・・・ 17	
7 広域防災体制の整備・・・・・・・・・・ 20	7 広域防災体制の整備・・・・・・・・・・ 20	
8 モニタリング体制の整備・・・・・・・・ 21	8 モニタリング体制の整備・・・・・・・・ 21	
9 県民などへの情報提供体制の整備・・・・ 22	9 県民などへの情報提供体制の整備・・・・ 22	
10 緊急輸送活動体制の整備・・・・・・・・ 23	10 緊急輸送活動体制の整備・・・・・・・・ 23	
11 原子力災害医療体制の整備・・・・・・・・ 24	11 原子力災害医療体制の整備・・・・・・・・ 24	
12 避難受入れ活動体制の整備・・・・・・・・ 26	12 避難受入れ活動体制の整備・・・・・・・・ 26	
13 行政機関、学校等の避難先・・・・・・・・ 27	13 行政機関、学校等の避難先・・・・・・・・ 27	
14 飲料水、飲食物の摂取制限などに関する体制の整備・・・・ 27	14 飲料水、飲食物の摂取制限などに関する体制の整備・・・・ 27	
15 防災業務関係者への研修・・・・・・・・ 28	15 緊急事態応急対策に従事する者への研修・・・・・・・・ 28	原子力災害対策指針（R4.7修正）に基づく修正
16 救助・救急及び防護資機材の整備・・・・ 28	16 救助・救急及び防護資機材の整備・・・・ 28	
17 核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場合）に対する防災体制の整備・・・・ 29	17 核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場合）に対する防災体制の整備・・・・ 29	
第3節 県民などの防災力の向上・・・・・・・・ 30	第3節 県民などの防災力の向上・・・・・・・・ 30	
1 原子力防災に関する知識の普及・啓発・・・・・・・・ 30	1 原子力防災に関する知識の普及・啓発・・・・・・・・ 30	
2 防災訓練の実施・・・・・・・・・・ 31	2 防災訓練の実施・・・・・・・・・・ 31	
3 学校、医療機関などにおける避難計画の策定及び防災教育・防災訓練	3 学校、医療機関などにおける避難計画の策定及び防災教育・防災訓練	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>の实施 . . . . . 32</p> <p>第3章 災害応急対策 . . . . . 34</p> <p>  第1節 災害応急対策の概要 . . . . . 34</p> <p>  第2節 活動体制の確立 . . . . . 34</p> <p>    1 即応体制の確立 . . . . . 34</p> <p>    2 自発的支援の受入れ . . . . . 58</p> <p>  第3節 応急対策活動の実施 . . . . . 59</p> <p>    1 情報収集・伝達 . . . . . 59</p> <p>    2 緊急時モニタリング活動 . . . . . 66</p> <p>    3 県民などへの的確な情報提供活動 . . . . . 67</p> <p>    4 緊急輸送活動 . . . . . 70</p> <p>    5 原子力災害医療活動 . . . . . 72</p> <p>    6 救助・救急活動 . . . . . 75</p> <p>    7 屋内退避、避難等の防護措置 . . . . . 76</p> <p>    8 学校等、医療機関、社会福祉施設などにおける避難等 . . . . . 81</p> <p>    9 行政機関の避難 . . . . . 82</p> <p>    10 防災業務関係者の安全確保 . . . . . 82</p> <p>    11 飲料水、飲食物の摂取制限など . . . . . 84</p> <p>    12 犯罪の予防等社会秩序の維持 . . . . . 87</p> <p>    13 文教対策の実施 . . . . . 87</p> <p>    14 核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場合）に対する迅速かつ的確な応急対策 . . . . . 89</p> <p>第4章 災害復旧対策 . . . . . 91</p> <p>  第1節 災害対策の概要 . . . . . 91</p> <p>  第2節 災害復旧事業の推進 . . . . . 91</p> <p>    1 応援要請及び職員の派遣要請など . . . . . 91</p> <p>    2 現地事後対策連絡会議への職員派遣 . . . . . 91</p> <p>  第3節 被災者の生活再建等の支援 . . . . . 91</p> <p>    1 放射性物質による汚染の除去 . . . . . 91</p> <p>    2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理 . . . . . 92</p> <p>    3 各種制限措置の解除 . . . . . 92</p> <p>    4 モニタリングの実施及び結果の公表 . . . . . 92</p> <p>    5 災害地域住民などに係る記録の作成及び相談窓口の設置など . . . . . 93</p> <p>    6 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 . . . . . 93</p> <p>    7 被災中小企業などに対する支援 . . . . . 94</p> <p>    8 心身の健康相談体制の整備 . . . . . 94</p> <p>    9 物価の監視 . . . . . 94</p> <p>    10 復旧・復興事業からの暴力団排除 . . . . . 94</p> <p>第5章 複合災害対策 . . . . . 95</p> <p>  第1節 複合災害対策の概要 . . . . . 95</p> <p>  第2節 災害事前対策 . . . . . 95</p>	<p>の实施 . . . . . 32</p> <p>第3章 災害応急対策 . . . . . 34</p> <p>  第1節 災害応急対策の概要 . . . . . 34</p> <p>  第2節 活動体制の確立 . . . . . 34</p> <p>    1 即応体制の確立 . . . . . 34</p> <p>    2 自発的支援の受入れ . . . . . 58</p> <p>  第3節 応急対策活動の実施 . . . . . 59</p> <p>    1 情報収集・伝達 . . . . . 59</p> <p>    2 緊急時モニタリング活動 . . . . . 66</p> <p>    3 県民などへの的確な情報提供活動 . . . . . 67</p> <p>    4 緊急輸送活動 . . . . . 70</p> <p>    5 原子力災害医療活動 . . . . . 72</p> <p>    6 救助・救急活動 . . . . . 75</p> <p>    7 屋内退避、避難等の防護措置 . . . . . 76</p> <p>    8 学校等、医療機関、社会福祉施設などにおける避難等 . . . . . 81</p> <p>    9 行政機関の避難 . . . . . 82</p> <p>    10 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保 . . . . . 82</p> <p>    11 飲料水、飲食物の摂取制限など . . . . . 84</p> <p>    12 犯罪の予防等社会秩序の維持 . . . . . 87</p> <p>    13 文教対策の実施 . . . . . 87</p> <p>    14 核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場合）に対する迅速かつ的確な応急対策 . . . . . 89</p> <p>第4章 災害復旧対策 . . . . . 91</p> <p>  第1節 災害対策の概要 . . . . . 91</p> <p>  第2節 災害復旧事業の推進 . . . . . 91</p> <p>    1 応援要請及び職員の派遣要請など . . . . . 91</p> <p>    2 現地事後対策連絡会議への職員派遣 . . . . . 91</p> <p>  第3節 被災者の生活再建等の支援 . . . . . 91</p> <p>    1 放射性物質による汚染の除去 . . . . . 91</p> <p>    2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理 . . . . . 92</p> <p>    3 各種制限措置の解除 . . . . . 92</p> <p>    4 モニタリングの実施及び結果の公表 . . . . . 92</p> <p>    5 災害地域住民などに係る記録の作成及び相談窓口の設置など . . . . . 93</p> <p>    6 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 . . . . . 93</p> <p>    7 被災中小企業などに対する支援 . . . . . 94</p> <p>    8 心身の健康相談体制の整備 . . . . . 94</p> <p>    9 物価の監視 . . . . . 94</p> <p>    10 復旧・復興事業からの暴力団排除 . . . . . 94</p> <p>第5章 複合災害対策 . . . . . 95</p> <p>  第1節 複合災害対策の概要 . . . . . 95</p> <p>  第2節 災害事前対策 . . . . . 95</p>	<p>原子力災害対策指針（R4.7修正）に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
1 災害事前対策実施に当たっての基本的考え方・・・95	1 災害事前対策実施に当たっての基本的考え方・・・95	
2 災害事前対策に係る留意点・・・95	2 災害事前対策に係る留意点・・・95	
第3節 災害応急対策・・・96	第3節 災害応急対策・・・96	
1 災害応急対策実施に当たっての基本的考え方・・・96	1 災害応急対策実施に当たっての基本的考え方・・・96	
2 活動体制・・・97	2 活動体制・・・97	
3 災害応急対策活動に係る留意点・・・98	3 災害応急対策活動に係る留意点・・・98	
4 災害廃棄物の広域処理に係る留意点・・・99	4 災害廃棄物の広域処理に係る留意点・・・99	
第4節 災害復旧対策・・・99	第4節 災害復旧対策・・・99	

福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧				新				改正理由	
<b>第1章 総則</b> 第1節～第5節（略）  第6節 原子力施設の状態に応じた防護措置などの実施  （略）				<b>第1章 総則</b> 第1節～第5節（略）  第6節 原子力施設の状態に応じた防護措置などの実施  （略）				原子力規制庁からの指摘に基づく修正	
事態区分	区分の概要	具体的事例	防護措置などの例	事態区分	区分の概要	具体的事例	防護措置などの例		
情報収集事態	佐賀県玄海町で震度5弱以上の地震が発生した場合		(情報収集態勢)	情報収集事態	佐賀県玄海町で震度5弱又は5強の地震が発生した場合		(情報収集態勢)		
警戒事態	原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備などを開始する必要がある段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀県玄海町で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下した場合</li> </ul>	(警戒態勢)	警戒事態	原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備などを開始する必要がある段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>佐賀県玄海町で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下した場合</li> </ul>	(警戒態勢)		
緊急事態区分	施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、施設周辺において、避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできない場合</li> <li>原子炉の運転</li> </ul>	屋内退避の準備	緊急事態区分	施設敷地緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、施設周辺において、避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできない場合</li> <li>原子炉の運転</li> </ul>	屋内退避の準備

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧				新				改正理由
		中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合 他				中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合 他		
全面緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合</li> <li>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない場合 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内退避の実施</li> <li>安定ヨウ素剤の服用準備（配布など）</li> <li>避難、一時移転、避難退域時検査の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保など）</li> </ul>	全面緊急事態	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができない場合、又は停止したことを確認することができない場合</li> <li>原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできない場合 他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋内退避の実施</li> <li>安定ヨウ素剤の服用準備（配布など）</li> <li>避難、一時移転、避難退域時検査の準備（避難・一時移転先、輸送手段、避難退域時検査場所の確保など）</li> </ul>	
第7節（略）				第7節（略）				
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （略） [ 処理すべき事務又は業務の大綱 ] 1～6（略）				第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 （略） [ 処理すべき事務又は業務の大綱 ] 1～6（略）				

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由
7 指定公共機関		7 指定公共機関		組織改編に伴う修正
機 関 名	所 掌 事 項	機 関 名	所 掌 事 項	
九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	
西日本電信電話株式会社（福岡支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社	災害時における通信の確保	西日本電信電話株式会社（九州支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社	災害時における通信の確保	
日本銀行（福岡支店、北九州支店）	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報	日本銀行（福岡支店、北九州支店）	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報	
日本赤十字社（福岡県支部）	災害時における医療救護などの実施	日本赤十字社（福岡県支部）	災害時における医療救護などの実施	
日本放送協会（福岡放送局）	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及	日本放送協会（福岡放送局）	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及	
西日本高速道路株式会社	災害時における避難経路及び輸送経路などの確保	西日本高速道路株式会社	災害時における避難経路及び輸送経路などの確保	
日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	
西部ガス株式会社	災害時におけるガスの供給確保	西部ガス株式会社	災害時におけるガスの供給確保	
日本郵便株式会社（九州支社）	災害時における郵便事業運営の確保	日本郵便株式会社（九州支社）	災害時における郵便事業運営の確保	
8 指定地方公共機関		8 指定地方公共機関		
機 関 名	所 掌 事 項	機 関 名	所 掌 事 項	
西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	西日本鉄道株式会社、筑豊電気鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	
福岡国際空港株式会社	航空機輸送の安全確保と空港機能の確保	福岡国際空港株式会社	航空機輸送の安全確保と空港機能の確保	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由	
大牟田ガス株式会社、 西日本ガス株式会社	災害時におけるガスの供給 確保	大牟田ガス株式会社、 西日本ガス株式会社	災害時におけるガスの供給 確保	記載の適正化  記載の適正化	
福岡県水難救済会	水難の際の人命及び船舶の 救助に関すること	公益社団法人福岡県水難救済 会	水難の際の人命及び船舶の 救助に関すること		
西日本新聞社、朝日新聞西部本 社、毎日新聞西部本社、読売新 聞西部本社、時事通信社福岡支 社、共同通信社福岡支社、熊本 日日新聞社福岡支社、日刊工業 新聞西部支社	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及	株式会社西日本新聞社、株式会 社朝日新聞社西部本社、株式会 社毎日新聞社西部本社、株式会 社読売新聞西部本社、株式会 社時事通信社福岡支社、一般社団 法人共同通信社福岡支社、株式 会社熊本日日新聞社福岡支社、 株式会社日刊工業新聞社西部 支社	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及		
戸畑共同火力株式会社	災害時の電力供給確保	戸畑共同火力株式会社	災害時の電力供給確保		
RKB毎日放送株式会社、株式 会社テレビ西日本、九州朝日放 送株式会社、株式会社福岡放送 、株式会社エフエム福岡、株式 会社TVQ九州放送、株式会社 CROSS FM、ラブエフエ ム国際放送株式会社	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及	RKB毎日放送株式会社、株式 会社テレビ西日本、九州朝日放 送株式会社、株式会社福岡放送 、株式会社エフエム福岡、株式 会社TVQ九州放送、株式会社 CROSS FM、ラブエフエ ム国際放送株式会社	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及		
福岡県医師会	災害時における医療救護な どの実施	公益社団法人福岡県医師会	災害時における医療救護な どの実施		記載の適正化 公益社団法人福岡県獣医師会の指定地 方公共機関指定に係る修正
		公益社団法人福岡県獣医師会	災害時に負傷した愛護動物 の治療などの実施		
福岡県歯科医師会	災害時における歯科医療救 護などの実施	一般社団法人福岡県歯科医師 会	災害時における歯科医療救 護などの実施		記載の適正化
福岡県トラック協会	災害時における緊急物資輸 送の協力	公益社団法人福岡県トラック 協会	災害時における緊急物資輸 送の協力		記載の適正化
福岡県LPガス協会	災害時におけるLPガスの 供給確保	一般社団法人福岡県LPガス 協会	災害時におけるLPガスの 供給確保		記載の適正化
福岡県看護協会	医療の視点からの要配慮者 などへの支援	公益社団法人福岡県看護協会	医療の視点からの要配慮者 などへの支援		記載の適正化
福岡県社会福祉協議会	福祉の視点からの要配慮者 などへの支援	社会福祉法人福岡県社会福祉 協議会	福祉の視点からの要配慮者 などへの支援		記載の適正化
福岡県薬剤師会	災害時の医療救護（調剤）な どの実施	公益社団法人福岡県薬剤師会	災害時の医療救護（調剤）な どの実施		記載の適正化

9～10 (略)

9～10 (略)

福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第2章 災害事前対策</b>  <b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 効果的な応急対策活動のための事前対策</b>            1～4 (略)            5 即応体制の整備            (国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課))            (略)            (1) (略)            (2) 災害対策本部体制などの整備            県及び糸島市は、全面緊急事態が発生し原子力緊急事態宣言が発出された場合又は知事若しくは糸島市長が必要と認めた場合、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務及び職員の参集配備体制などについて、あらかじめ定めておく。            県は、国の原子力災害現地対策本部や県の糸島現地災害対策本部についても、同様にあらかじめ定めておく。            (3)～(5) (略)            6～7 (略)            8 モニタリング体制の整備            (国(原子力規制委員会)、佐賀県、長崎県、糸島市、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県(防災危機管理局、環境保全課、保健環境研究所、関係各課))            (略)            (1) モニタリング体制の整備            ア (略)            イ 緊急時モニタリング体制            (ア) 国における体制の整備            国は、緊急時モニタリングを実施するために、緊急時モニタリングセンターを設置する。            緊急時モニタリングセンターは、県、国、佐賀県、長崎県、原子力事業者及び関係指定公共機関などの要員により構成される。            (イ) (略)            (2)～(5) (略)            9～10 (略)            11 原子力災害医療体制の整備            (糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、原子力事業者、高度被ばく医療支援センターなど、県(健康増進課、医療指導課、薬務課))            (略)            (1)～(5) (略)</p>	<p><b>第2章 災害事前対策</b>  <b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 効果的な応急対策活動のための事前対策</b>            1～4 (略)            5 即応体制の整備            (国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課))            (略)            (1) (略)            (2) 災害対策本部体制などの整備            県及び糸島市は、全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された場合又は知事若しくは糸島市長が必要と認めた場合、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織・掌握事務及び職員の参集配備体制などについて、あらかじめ定めておく。            県は、国の原子力災害現地対策本部や県の糸島現地災害対策本部についても、同様にあらかじめ定めておく。            (3)～(5) (略)            6～7 (略)            8 モニタリング体制の整備            (国(原子力規制委員会)、佐賀県、長崎県、糸島市、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県(防災危機管理局、環境保全課、保健環境研究所、関係各課))            (略)            (1) モニタリング体制の整備            ア (略)            イ 緊急時モニタリング体制            (ア) 国における体制の整備            国は、緊急時モニタリングを実施するために、緊急時モニタリングセンターを設置する。            緊急時モニタリングセンターは、県、国、佐賀県、長崎県、原子力事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(以下「関係指定公共機関」という。)などの要員により構成される。            (イ) (略)            (2)～(5) (略)            9～10 (略)            11 原子力災害医療体制の整備            (糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県薬剤師会、原子力事業者、高度被ばく医療支援センターなど、県(健康増進課、医療指導課、薬務課))            (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>原子力災害対策指針(R4.7修正)に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

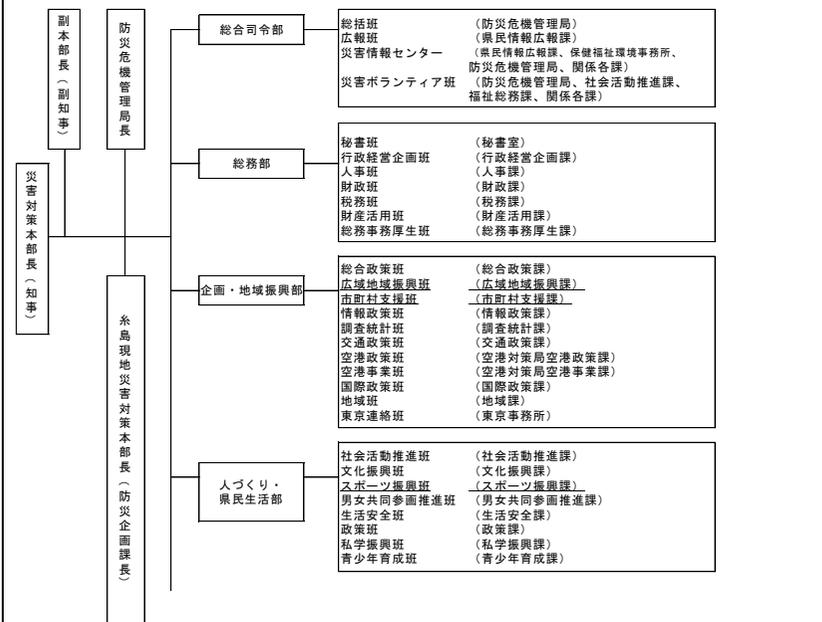
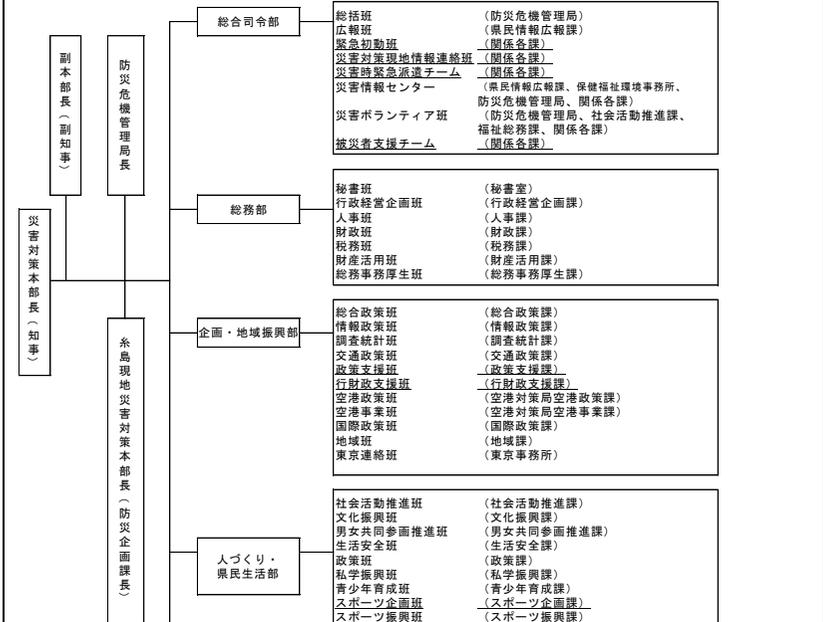
■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(6) 医療機関などとの連携            県は、原子力災害時における医療を確保するため、あらかじめ災害拠点病院、公的医療機関、<u>県医師会</u>などと協定を締結するなど連携の強化に努める。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>12 避難受入れ活動体制の整備            (国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、県看護協会、県社会福祉協議会、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、国際局国際政策課・地域課、健康増進課、医療指導課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、交通政策課、教育庁高校教育課、義務教育課、特別支援教育課))            (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>13～14 (略)</p> <p>15 <u>防災業務関係者への研修</u>            (国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、県(防災危機管理局、医療指導課、環境保全課、各部主管課、関係各課))            県、県警察、糸島市、その他市町村及び消防機関は、関係省庁などが実施する原子力防災に関する研修に<u>防災業務関係者</u>を積極的に参加させるなど、防災知識の習得、防災技術の習熟を図る。            また、県は、国及び防災関係機関と連携し、以下に掲げる事項などについて、必要に応じて<u>防災業務関係者</u>に対する研修を実施する。</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>16 救助・救急及び防護資機材の整備            (国(原子力防災専門官、第七管区海上保安本部)、県警察、糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、業務課))            原子力災害が発生した場合に放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等(それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者」という。)の救助・救急活動を行うため、県、県警察、国、海上保安部、糸島市、消防機関及び原子力事業者等は、その役割に応じて応急救護用医薬品及び防護服などの資機材の整備に努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備</u>など            ア 資機材            県、県警察及び糸島市は、国と協力し、応急対策を行う<u>防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備</u>に努める。</p> <p>イ 情報交換            県、国、糸島市及び原子力事業者は、応急対策を行う<u>防災業務関係者の安全確保のため</u>、平常時から、相互に密接な情報交換を行う。</p> <p>17 (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 医療機関などとの連携            県は、原子力災害時における医療を確保するため、あらかじめ災害拠点病院、公的医療機関、<u>福岡県医師会</u>などと協定を締結するなど連携の強化に努める。</p> <p>(7)～(8) (略)</p> <p>12 避難受入れ活動体制の整備            (国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、福岡県看護協会、福岡県社会福祉協議会、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、国際局国際政策課・地域課、健康増進課、医療指導課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、交通政策課、教育庁高校教育課、義務教育課、特別支援教育課))            (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>13～14 (略)</p> <p>15 <u>緊急事態応急対策に従事する者への研修</u>            (国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、県(防災危機管理局、医療指導課、環境保全課、各部主管課、関係各課))            県、県警察、糸島市、その他市町村及び消防機関は、関係省庁などが実施する原子力防災に関する研修に<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>を積極的に参加させるなど、防災知識の習得、防災技術の習熟を図る。            また、県は、国及び防災関係機関と連携し、以下に掲げる事項などについて、必要に応じて<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対する研修を実施する。</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>16 救助・救急及び防護資機材の整備            (国(原子力防災専門官、第七管区海上保安本部)、県警察、糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、業務課))            原子力災害が発生した場合に放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等(それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。)の救助・救急活動を行うため、県、県警察、国、海上保安部、糸島市、消防機関及び原子力事業者等は、その役割に応じて応急救護用医薬品及び防護服などの資機材の整備に努める。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材の整備</u>など            ア 資機材            県、県警察及び糸島市は、国と協力し、応急対策を行う<u>緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材の整備</u>に努める。</p> <p>イ 情報交換            県、国、糸島市及び原子力事業者は、応急対策を行う<u>緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため</u>、平常時から、相互に密接な情報交換を行う。</p> <p>17 (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力災害対策指針(R4.7修正)に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>原子力災害対策指針(R4.7修正)に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3節 県民などの防災力の向上</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練の実施  (国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課))  県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、その役割に応じ、防災業務関係者の知識の習得や技術の習熟、防災関係機関相互の連携に加え、県民の防災意識の高揚を図るため、国などの支援を受けて訓練計画を策定するとともに、実践的な訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訓練の実施  ア 訓練  県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、住民や防災業務関係者の知識の習得、技術の習熟及び防災関係機関相互の連携を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 学校、医療機関などにおける避難計画の策定及び防災教育・防災訓練の実施  (幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。))・病院など医療機関・社会福祉施設(保育所などの第2種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。))・大規模集客施設などの管理者、糸島市、<u>県医師会</u>、その他防災関係機関、県(私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、教育庁総務企画課、社会教育課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課))</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病院等医療機関  ア 避難計画の策定など  対象地域に所在する病院等医療機関の管理者は、原子力災害時における入院患者などの安全を確保するため、あらかじめ防災関係機関と協力して、緊急連絡体制、対象地域外の避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての計画を策定するよう努める。  特に、入院患者の避難誘導に配慮した体制の整備を図る。  県は、<u>県医師会</u>等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法について、あらかじめ定めておく。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>第3節 県民などの防災力の向上</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災訓練の実施  (国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課))  県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、その役割に応じ、緊急事態応急対策に従事する者の知識の習得や技術の習熟、防災関係機関相互の連携に加え、県民の防災意識の高揚を図るため、国などの支援を受けて訓練計画を策定するとともに、実践的な訓練を定期的に実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 訓練の実施  ア 訓練  県、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者及びその他防災関係機関は、策定した計画に基づき、定期的に訓練を実施し、住民や緊急事態応急対策に<u>従事する者</u>の知識の習得、技術の習熟及び防災関係機関相互の連携を図る。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 学校、医療機関などにおける避難計画の策定及び防災教育・防災訓練の実施  (幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「学校等」という。))・病院など医療機関・社会福祉施設(保育所などの第2種社会福祉事業を実施する施設を含む。以下同じ。))・大規模集客施設などの管理者、糸島市、<u>福岡県医師会</u>、その他防災関係機関、県(私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、教育庁総務企画課、社会教育課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課))</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病院等医療機関  ア 避難計画の策定など  対象地域に所在する病院等医療機関の管理者は、原子力災害時における入院患者などの安全を確保するため、あらかじめ防災関係機関と協力して、緊急連絡体制、対象地域外の避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者等の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての計画を策定するよう努める。  特に、入院患者の避難誘導に配慮した体制の整備を図る。  県は、<u>福岡県医師会</u>等の関係機関と連携し、入院患者の転院先の調整方法について、あらかじめ定めておく。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>原子力災害対策指針(R4.7修正)に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第3章 災害応急対策</b>  <b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 活動体制の確立</b>  <b>1 即応体制の確立</b>  (国、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課))  (略)  (1) 活動体制の確立  ア 県の活動体制  (ア)～(イ) (略)  (ウ) 災害対策本部  a～b (略)  c 災害対策本部の組織、配備体制及び分掌事務  災害対策本部などの組織、配備体制及び分掌事務は、次のとおりとする。  [ 災害対策本部の組織 ]</p> 	<p><b>第3章 災害応急対策</b>  <b>第1節 (略)</b></p> <p><b>第2節 活動体制の確立</b>  <b>1 即応体制の確立</b>  (国、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課))  (略)  (1) 活動体制の確立  ア 県の活動体制  (ア)～(イ) (略)  (ウ) 災害対策本部  a～b (略)  c 災害対策本部の組織、配備体制及び分掌事務  災害対策本部などの組織、配備体制及び分掌事務は、次のとおりとする。  [ 災害対策本部の組織 ]</p> 	<p>福岡県災害対策本部規程 (R4.3修正) に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>保健医療介護部 (保健医療調整本部)</p> <p>保健医療介護総務班 (保健医療介護総務課) 健康増進班 (健康増進課) ・健康管理班 がん感染症疾病対策班 (がん感染症疾病対策課) 生活衛生班 (生活衛生課) 医療指導班 (医療指導課) ・避難退域時検査班 ・医療救護班 薬務班 (薬務課) 医療保険班 (医療保険課) 高齢者地域包括ケア推進班 (高齢者地域包括ケア推進課) 介護保険班 (介護保険課)</p>	<p>保健医療介護部 (保健医療調整本部)</p> <p>保健医療介護総務班 (保健医療介護総務課) 健康増進班 (健康増進課) ・健康管理班 がん感染症疾病対策班 (がん感染症疾病対策課) 生活衛生班 (生活衛生課) 医療指導班 (医療指導課) ・避難退域時検査班 ・医療救護班 薬務班 (薬務課) 医療保険班 (医療保険課) 高齢者地域包括ケア推進班 (高齢者地域包括ケア推進課) 介護保険班 (介護保険課)</p>	
<p>福祉労働部</p> <p>福祉総務班 (福祉総務課) 子育て支援班 (子育て支援課) 児童家庭班 (児童家庭課) 障がい福祉班 (障がい福祉課) 保護・援護班 (保護・援護課) 労働政策班 (労働局労働政策課) 新雇用開発班 (労働局新雇用開発課) 職業能力開発班 (労働局職業能力開発課) 調整班 (人権・同和对策局調整課)</p>	<p>福祉労働部</p> <p>福祉総務班 (福祉総務課) 子育て支援班 (子育て支援課) 児童家庭班 (児童家庭課) 障がい福祉班 (障がい福祉課) 保護・援護班 (保護・援護課) 労働政策班 (労働局労働政策課) 新雇用開発班 (労働局新雇用開発課) 職業能力開発班 (労働局職業能力開発課) 調整班 (人権・同和对策局調整課)</p>	
<p>環境部</p> <p>環境政策班 (環境政策課) 環境保全班 (環境保全課) 循環型社会推進班 (循環型社会推進課) 廃棄物対策班 (廃棄物対策課) 監視指導班 (監視指導課) 自然環境班 (自然環境課)</p>	<p>環境部</p> <p>環境政策班 (環境政策課) 環境保全班 (環境保全課) 循環型社会推進班 (循環型社会推進課) 廃棄物対策班 (廃棄物対策課) 監視指導班 (監視指導課) 自然環境班 (自然環境課)</p>	
<p>商工部</p> <p>商工政策班 (商工政策課) 中小企業振興班 (中小企業振興課) 新事業支援班 (新事業支援課) 中小企業技術振興班 (中小企業技術振興課) 新産業振興班 (新産業振興課) 観光政策班 (観光政策課) 観光振興班 (観光振興課) 工業保安班 (工業保安課) 企業立地班 (企業立地課)</p>	<p>商工部</p> <p>商工政策班 (商工政策課) 中小企業振興班 (中小企業振興課) 新事業支援班 (新事業支援課) 中小企業技術振興班 (中小企業技術振興課) 新産業振興班 (新産業振興課) 自動車・水産産業振興班 (自動車・水産産業振興課) 工業保安班 (工業保安課) 企業立地班 (企業立地課) 観光政策班 (観光政策課) 観光振興班 (観光振興課)</p>	
<p>農林水産部</p> <p>農林水産政策班 (農林水産政策課) 農山漁村振興班 (農山漁村振興課) 食の安全・地産地消班 (食の安全・地産地消課) 団体指導班 (団体指導課) 輸出促進班 (輸出促進課) 園芸振興班 (園芸振興課) 福岡の食販売促進課 (福岡の食販売促進課) 水田農業振興班 (水田農業振興課) 経営技術支援班 (経営技術支援課) 畜産班 (畜産課) 農村森林整備班 (農村森林整備課) 林業振興班 (林業振興課) 漁業管理班 (水産局漁業管理課) 水産振興班 (水産局水産振興課)</p>	<p>農林水産部</p> <p>農林水産政策班 (農林水産政策課) 農山漁村振興班 (農山漁村振興課) 食の安全・地産地消班 (食の安全・地産地消課) 団体指導班 (団体指導課) 輸出促進班 (輸出促進課) 園芸振興班 (園芸振興課) 福岡の食販売促進課 (福岡の食販売促進課) 水田農業振興班 (水田農業振興課) 経営技術支援班 (経営技術支援課) 畜産班 (畜産課) 農村森林整備班 (農村森林整備課) 林業振興班 (林業振興課) 漁業管理班 (水産局漁業管理課) 水産振興班 (水産局水産振興課)</p>	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>県土整備部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県土整備総務班 (県土整備総務課)</li> <li>企画班 (企画課)</li> <li>用地班 (用地課)</li> <li>道路維持班 (道路維持課)</li> <li>道路建設班 (道路建設課)</li> <li>河川管理班 (河川管理課)</li> <li>河川整備班 (河川整備課)</li> <li>港湾班 (港湾課)</li> <li>砂防班 (砂防課)</li> <li>水資源対策班 (水資源対策課)</li> </ul>	<p>県土整備部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県土整備総務班 (県土整備総務課)</li> <li>企画班 (企画課)</li> <li>用地班 (用地課)</li> <li>道路維持班 (道路維持課)</li> <li>道路建設班 (道路建設課)</li> <li>河川管理班 (河川管理課)</li> <li>河川整備班 (河川整備課)</li> <li>港湾班 (港湾課)</li> <li>砂防班 (砂防課)</li> <li>水資源対策班 (水資源対策課)</li> </ul>	
<p>建築都市部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築都市総務班 (建築都市総務課)</li> <li>都市計画班 (都市計画課)</li> <li>建築指導班 (建築指導課)</li> <li>公園街路班 (公園街路課)</li> <li>下水道班 (下水道課)</li> <li>住宅計画班 (住宅計画課)</li> <li>県営住宅班 (県営住宅課)</li> <li>営繕設備班 (営繕設備課)</li> </ul>	<p>建築都市部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建築都市総務班 (建築都市総務課)</li> <li>都市計画班 (都市計画課)</li> <li>建築指導班 (建築指導課)</li> <li>公園街路班 (公園街路課)</li> <li>下水道班 (下水道課)</li> <li>住宅計画班 (住宅計画課)</li> <li>県営住宅班 (県営住宅課)</li> <li>営繕設備班 (営繕設備課)</li> </ul>	
<p>会計管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会計班 (会計課)</li> </ul>	<p>会計管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会計班 (会計課)</li> </ul>	
<p>企業部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理班 (管理課)</li> </ul>	<p>企業部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>管理班 (管理課)</li> </ul>	
<p>教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画班 (総務企画課)</li> <li>財務班 (財務課)</li> <li>教職員班 (教職員課)</li> <li>施設班 (施設課)</li> <li>文化財保護班 (文化財保護課)</li> <li>高校教育班 (高校教育課)</li> <li>義務教育班 (義務教育課)</li> <li>特別支援教育班 (特別支援教育課)</li> <li>人権・同和教育班 (人権・同和教育課)</li> <li>体育スポーツ健康班 (体育スポーツ健康課)</li> <li>社会教育班 (社会教育課)</li> </ul>	<p>教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務企画班 (総務企画課)</li> <li>財務班 (財務課)</li> <li>教職員班 (教職員課)</li> <li>施設班 (施設課)</li> <li>文化財保護班 (文化財保護課)</li> <li>高校教育班 (高校教育課)</li> <li>義務教育班 (義務教育課)</li> <li>特別支援教育班 (特別支援教育課)</li> <li>人権・同和教育班 (人権・同和教育課)</li> <li>体育スポーツ健康班 (体育スポーツ健康課)</li> <li>社会教育班 (社会教育課)</li> </ul>	
<p>福岡県モニタリング本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総括・連絡班、測定・採取班、分析班 (環境保全課、保健環境研究所)</li> </ul>	<p>福岡県モニタリング本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総括・連絡班、測定・採取班、分析班 (環境保全課、保健環境研究所)</li> </ul>	
<p>[ 糸島現地災害対策本部の組織 ] (略)</p>	<p>[ 糸島現地災害対策本部の組織 ] (略)</p>	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
[ 災害対策本部の配備体制、分掌事務 ]			[ 災害対策本部の配備体制、分掌事務 ]			
名称	班(課)名	分掌事務	名称	班(課)名	分掌事務	
総合司令部	総括班 (防災危機管理局)	1 県災害対策本部、糸島現地災害対策本部の設置・運営・廃止、オフサイトセンターへの職員の派遣に関すること	総合司令部	総括班 (防災危機管理局)	1 県災害対策本部、糸島現地災害対策本部の設置・運営・廃止、オフサイトセンターへの職員の派遣に関すること	
		2 合同対策協議会に関すること			2 合同対策協議会に関すること	
		3 各部との連絡調整に関すること			3 各部との連絡調整に関すること	
		4 防災会議、国、他都道府県、その他関係機関との連絡調整に関すること(広域避難の調整含む)			4 防災会議、国、他都道府県、その他関係機関との連絡調整に関すること(広域避難の調整含む)	
		5 原子力施設の状況把握に関すること(原子力事業者の防災管理者との連絡調整を含む)			5 原子力施設の状況把握に関すること(原子力事業者の防災管理者との連絡調整を含む)	
		6 災害状況の把握に関すること			6 災害状況の把握に関すること	
		7 国に対する報告及び専門家などの派遣要請並びに連絡調整に関すること			7 国に対する報告及び専門家などの派遣要請並びに連絡調整に関すること	
		8 市町村との連絡・調整に関すること			8 市町村との連絡・調整に関すること	
		9 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること			9 災害応急対策の総合調整及び推進に関すること	
		10 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関すること			10 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関すること	
		11 防護対策及び対象地域の検討に関すること			11 防護対策及び対象地域の検討に関すること	
		12 避難の総合的な進行管理に関すること(他県からの避難者受入れに関することを含む)			12 避難の総合的な進行管理に関すること(他県からの避難者受入れに関することを含む)	
		13 退避の指示、警戒区域の設定に関すること			13 退避の指示、警戒区域の設定に関すること	
		14 政府、国会、その他関係機関に対する要望書、陳情書などの作成に関すること			14 政府、国会、その他関係機関に対する要望書、陳情書などの作成に関すること	
		15 政府、国会、その他関係機関などの災害地調査の企画調整に関すること			15 政府、国会、その他関係機関などの災害地調査の企画調整に関すること	
		16 災害時における通信の確保に			16 災害時における通信の確保に	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由
	関すること 17 気象情報の収集、伝達に関する こと 18 被害情報の収集及び連絡に 関すること 19 災害情報センター、災害ボラン ティア班及び臨時の班の指導に 関すること  20 災害資料の作成及び災害記録 に関すること 21 市町村、消防機関の動員など についての指示に関すること 22 緊急消防援助隊、警察災害派遣 隊の派遣要請に関すること 23 災害時における危険物の取扱 に関すること 24 福岡県防災・行政情報通信ネッ トワークの運用管理に関す こと 25 他部の所管に属さないこと		関すること 17 気象情報の収集、伝達に関する こと 18 被害情報の収集及び連絡に 関すること 19 <u>緊急初動班、災害対策現地情報                      連絡班、災害時緊急派遣チーム、                      災害情報センター、災害ボラン                      ティア班及び臨時の班の指導に                      関すること</u> 20 災害資料の作成及び災害記録 に関すること 21 市町村、消防機関の動員など についての指示に関すること 22 緊急消防援助隊、警察災害派遣 隊の派遣要請に関すること 23 災害時における危険物の取扱 に関すること 24 福岡県防災・行政情報通信ネッ トワークの運用管理に関す こと 25 他部の所管に属さないこと	福岡県災害対策本部規程に基づく修正
広 報 班 (県民情報広報課)	1 県災害対策本部の広報に関す ること 2 報道機関を通じた県民への情 報提供に関すること 3 県ホームページによる災害情 報の提供に関すること 4 誤情報の拡散への対処に関す ること 5 報道機関との連絡及び相互協 力に関すること 6 災害の記録に関すること 7 県民からの要望の処理に関す ること	広 報 班 (県民情報広報課)	1 県災害対策本部の広報に関す ること 2 報道機関を通じた県民への情 報提供に関すること 3 県ホームページによる災害情 報の提供に関すること 4 誤情報の拡散への対処に関す ること 5 報道機関との連絡及び相互協 力に関すること 6 災害の記録に関すること 7 県民からの要望の処理に関す ること	福岡県災害対策本部規程に基づく修正
		緊急初動班	1 <u>本部又は警戒本部設置後にお                      いて、総括班が行う情報の収集                      及び伝達の応援に関すること</u> 2 <u>総括班が行う関係機関との連                      絡調整の応援に関すること</u> 3 <u>その他本部長が特に命ずる事</u>	福岡県災害対策本部規程に基づく修正

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由	
			務に関すること		
		災害対策現地情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部設置後における災害情報の収集等に関すること</li> <li>2 その他本部長が特に命ずる事務に関すること</li> </ol>	福岡県災害対策本部規程に基づく修正	
		災害時緊急派遣チーム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部設置後における災害応急対策の支援等に関すること</li> <li>2 その他本部長が特に命ずる事務に関すること</li> </ol>	福岡県災害対策本部規程に基づく修正	
	災害情報センター （県民情報広報課、防災危機管理局、関係各課、保健福祉環境事務所）	1 県民に対する各種情報の提供に関すること	災害情報センター （県民情報広報課、防災危機管理局、関係各課、保健福祉環境事務所）	1 県民に対する各種情報の提供に関すること	
	災害ボランティア班 （防災危機管理局、社会活動推進課、福祉総務課、関係各課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティアに関する情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>2 災害ボランティア活動を行う団体などとの連絡調整に関すること</li> </ol>	災害ボランティア班 （防災危機管理局、社会活動推進課、福祉総務課、関係各課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティアに関する情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>2 災害ボランティア活動を行う団体などとの連絡調整に関すること</li> </ol>	
			被災者支援チーム	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の生活再建支援及び事業継続支援、被災自治体の行政運営支援に関すること</li> </ol>	福岡県災害対策本部規程に基づく修正
総務部	秘書班 （秘書室）	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること	秘書班 （秘書室）	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること	
	行政経営企画班 （行政経営企画課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること</li> <li>2 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること</li> </ol>	行政経営企画班 （行政経営企画課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること</li> <li>2 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること</li> </ol>	
	人事班 （人事課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員に関すること</li> <li>2 職員の派遣要請又は派遣受諾及び派遣職員の身分取扱いなどに関すること</li> </ol>	人事班 （人事課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の動員に関すること</li> <li>2 職員の派遣要請又は派遣受諾及び派遣職員の身分取扱いなどに関すること</li> </ol>	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由		
企画・地域振興部	財政班 (財政課)	1 災害の応急費、災害対策本部などの予算措置に関する事 2 県議会との連絡に関する事	財政班 (財政課)	1 災害の応急費、災害対策本部などの予算措置に関する事 2 県議会との連絡に関する事		
	税務班 (税務課)	1 災害による県税の徴収猶予、減免等に関する事	税務班 (税務課)	1 災害による県税の徴収猶予、減免等に関する事		
	財産活用班 (財産活用課)	1 本部の設営に関する事 2 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関する事 3 庁用自動車の配車に関する事 4 公用財産の応急貸与に関する事 5 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関する事 6 災害応急対策用諸物資などの購入に関する事	財産活用班 (財産活用課)	1 本部の設営に関する事 2 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関する事 3 庁用自動車の配車に関する事 4 公用財産の応急貸与に関する事 5 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関する事 6 災害応急対策用諸物資などの購入に関する事		
	総務事務厚生班 (総務事務厚生課)	1 職員の健康管理に関する事 2 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関する事 3 災害従事職員の公務災害に関する事 4 災害対策応急物資等購入品の検収に関する事	総務事務厚生班 (総務事務厚生課)	1 職員の健康管理に関する事 2 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関する事 3 災害従事職員の公務災害に関する事 4 災害対策応急物資等購入品の検収に関する事		
企画・地域振興部	総合政策班 (総合政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 2 災害時における本部長の特命事項に関する事 3 電力需給の状況把握に関する事	企画・地域振興部	総合政策班 (総合政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 2 災害時における本部長の特命事項に関する事 3 電力需給の状況把握に関する事	福岡県災害対策本部規程（R4.3修正）に基づく修正  福岡県災害対策本部規程（R4.3修正）に基づく修正
	広域地域振興班 (広域地域振興課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事				
	市町村支援班 (市町村支援課)	1 罹災市町村の行財政の助言などに関する事 2 市町村との連絡・調整に関する事（行政機能の移転、支援に関する事）				

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由	
	情報政策班 (情報政策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 本庁・現地機関などの電子計算機及び情報ネットワークに関する事 3 部内各班の応援に関する事	情報政策班 (情報政策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 本庁・現地機関などの電子計算機及び情報ネットワークに関する事 3 部内各班の応援に関する事	福岡県災害対策本部規程（R4.3修正）に基づく修正
	調査統計班 (調査統計課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事	調査統計班 (調査統計課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事	
	交通政策班 (交通政策課)	1 災害時における交通機関の調整に関する事 2 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関する事 3 部内各班の応援に関する事	交通政策班 (交通政策課)	1 災害時における交通機関の調整に関する事 2 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関する事 3 部内各班の応援に関する事	
空港対策局	空港政策班 (空港政策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事	政策支援班 (政策支援課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事	
		1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 市町村との連絡・調整に関する事(行政機能の移転、支援に関する事)	行財政支援班 (行財政支援課)	1 罹災市町村の行財政の助言などに関する事 2 市町村との連絡・調整に関する事(行政機能の移転、支援に関する事)	
	空港事業班 (空港事業課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事	空港政策班 (空港政策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事	
			空港事業班 (空港事業課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由		
	国際局	国際政策班 (国際政策課)	1 外国人の被害調査及び支援に関すること 2 部内各班の応援に関すること	国際局	国際政策班 (国際政策課)	1 外国人の被害調査及び支援に関すること 2 部内各班の応援に関すること		
		地域班 (地域課)	1 外国人の被害調査及び支援に関すること 2 部内各班の応援に関すること		地域班 (地域課)	1 外国人の被害調査及び支援に関すること 2 部内各班の応援に関すること		
	東京連絡班 (東京事務所)		1 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関すること	東京連絡班 (東京事務所)		1 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関すること		
	社会活動推進班 (社会活動推進課)		1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 ボランティア(情報の収集・発信等)に関すること	社会活動推進班 (社会活動推進課)		1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 ボランティア(情報の収集・発信等)に関すること		
人づくり・県民生活部	文化振興班 (文化振興課)		1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	人づくり・県民生活部	文化振興班 (文化振興課)		1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	スポーツ局	スポーツ振興班(スポーツ振興課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		スポーツ局	スポーツ企画班(スポーツ企画課)		1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること
		スポーツ企画班(スポーツ企画課)				1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		スポーツ企画班(スポーツ企画課)

福岡県災害対策本部規程 (R4.3修正) に基づく修正

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由		
	男女共同参画推進班 （男女共同参画推進課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長が命じた災害対策事務に関すること</li> <li>2 部内各班の応援に関すること</li> </ol>	男女共同参画推進班 （男女共同参画推進課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長が命じた災害対策事務に関すること</li> <li>2 部内各班の応援に関すること</li> </ol>				
	生活安全班 （生活安全課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること</li> <li>2 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）回避のための調整に関すること</li> <li>3 復旧・復興事業からの暴力団排除に関すること</li> </ol>	生活安全班 （生活安全課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること</li> <li>2 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）回避のための調整に関すること</li> <li>3 復旧・復興事業からの暴力団排除に関すること</li> </ol>				
	私学振興・青少年育成局	政策班 （政策課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公立大学法人の被害のとりまとめ及び災害対策に関すること</li> </ol>	私学振興・青少年育成局			政策班 （政策課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公立大学法人の被害のとりまとめ及び災害対策に関すること</li> </ol>
		私学振興班 （私学振興課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 私立学校の被害のとりまとめ及び災害対策に関すること</li> <li>2 私立学校の応急教育に係る指導に関すること</li> </ol>				私学振興班 （私学振興課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 私立学校の被害のとりまとめ及び災害対策に関すること</li> <li>2 私立学校の応急教育に係る指導に関すること</li> </ol>
	青少年育成班 （青少年育成課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長が命じた災害対策事務に関すること</li> <li>2 部内各班の応援に関すること</li> </ol>		青少年育成班 （青少年育成課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長が命じた災害対策事務に関すること</li> <li>2 部内各班の応援に関すること</li> </ol>	福岡県災害対策本部規程（R4.3修正）に基づく修正		
			スポーツ局	スポーツ企画班（スポーツ企画課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長が命じた災害対策事務に関すること</li> <li>2 部内各班の応援に関すること</li> </ol>			

福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由
保健医療 介護部	保健医療介護総務班 （保健医療介護総務課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>保健医療調整本部の設置に関する事</li> <li>部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事</li> <li>応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事</li> </ol>	<p>ス ポ ー ツ 振 興 班 （ ス ポ ー ツ 振 興 課）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本部長が命じた災害対策事務に関する事</li> <li>部内各班の応援に関する事</li> </ol>	
	健康増進班 （健康増進課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災者の健康管理に関する事</li> <li>命令入所者の応援救護及び援助に関する事</li> <li>被災者及び給食施設の栄養指導に関する事</li> <li>被ばくに係る長期の健康調査に関する事</li> <li>被災地の精神科医療及び被災者などの心のケアに関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>保健医療調整本部の設置に関する事</li> <li>部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事</li> <li>応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関する事</li> </ol>	
	がん感染症疾病対策班 （がん感染症疾病対策課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>本部長が命じた災害対策事務に関する事</li> <li>部内各班の応援に関する事</li> <li>災害時の防疫に関する事</li> <li>防疫資材の準備に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災者の健康管理に関する事</li> <li>命令入所者の応援救護及び援助に関する事</li> <li>被災者及び給食施設の栄養指導に関する事</li> <li>被ばくに係る長期の健康調査に関する事</li> <li>被災地の精神科医療及び被災者などの心のケアに関する事</li> </ol>	
	生活衛生班 （生活衛生課）	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害時における食品衛生に関する事</li> <li>応急措置を実施する旅館の衛生指導に関する事</li> <li>愛護動物の救護に関する事</li> <li>広域的な火葬の実施に係る調整に関する事</li> <li>飲料水（水道水以外）の摂取制限の指示に関する事</li> <li>緊急時モニタリングへの協力に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>がん感染症疾病対策班 （がん感染症疾病対策課）</li> <li>防疫資材の準備に関する事</li> </ol>	
		保健医療 介護部	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害時における食品衛生に関する事</li> <li>応急措置を実施する旅館の衛生指導に関する事</li> <li>愛護動物の救護に関する事</li> <li>広域的な火葬の実施に係る調整に関する事</li> <li>飲料水（水道水以外）の摂取制限の指示に関する事</li> <li>緊急時モニタリングへの協力に関する事</li> </ol>	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

		旧			新	改正理由
	医療指導班 (医療指導課)	1 被災者などの避難退域時検査・簡易除染・原子力災害拠点病院などへの搬送などに関する こと 2 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関する こと 3 被災者などの救護に関する こと 4 医療関係機関、団体などとの連絡に関する こと 5 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関する こと 6 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関する こと		医療指導班 (医療指導課)	1 被災者などの避難退域時検査・簡易除染・原子力災害拠点病院などへの搬送などに関する こと 2 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関する こと 3 被災者などの救護に関する こと 4 医療関係機関、団体などとの連絡に関する こと 5 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関する こと 6 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関する こと	福岡県災害対策本部規程に基づく修正
	薬務班 (薬務課)	1 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関する こと 2 薬事関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関する こと 3 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する こと		薬務班 (薬務課)	1 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関する こと 2 薬事関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関する こと 3 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関する こと	
	医療保険班 (医療保険課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する こと 2 部内各班の応援に関する こと		医療保険班 (医療保険課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する こと 2 部内各班の応援に関する こと	
	高齢者支援班 (高齢者地域包括ケア推進課)	1 災害救助活動の応援に関する こと 2 被災高齢者に対する福祉サービスの提供についての市町村との連絡調整に関する こと		高齢者地域包括ケア推進班 (高齢者地域包括ケア推進課)	1 災害救助活動の応援に関する こと 2 被災高齢者に対する福祉サービスの提供についての市町村との連絡調整に関する こと	
	介護保険班 (介護保険課)	1 居宅介護サービス事業所の被害調査に関する こと 2 被災高齢者に対する介護サービスの提供についての市町村との連絡調整に関する こと 3 老人福祉施設及び介護老人保健施設の被害調査及び災害応急復旧に関する こと		介護保険班 (介護保険課)	1 居宅介護サービス事業所の被害調査に関する こと 2 被災高齢者に対する介護サービスの提供についての市町村との連絡調整に関する こと 3 老人福祉施設及び介護老人保健施設の被害調査及び災害応急復旧に関する こと	
福祉労働部	福祉総務班 (福祉総務課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する こと 2 応急救助全般の具体策の樹立		福祉労働部 福祉総務班 (福祉総務課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する こと 2 応急救助全般の具体策の樹立	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由
	及び実施に関すること 3 災害救助法の適用に関する こと 4 災害救助の市町村指導に関 すること 5 被災者生活再建支援法の適用 に関すること 6 災害弔慰金及び災害障害見舞 金の支給並びに災害援護資金の 貸付に関すること 7 福岡県災害見舞金などの交付 に関すること 8 その他災害救助法に関するこ と 9 公用令書の発行に関すること 10 義援金品の出納及び保管に関 すること 11 社会福祉施設の被害調査及び 災害対策に関すること 12 被災地及び避難者に必要な救 助用食糧及び物資、器材の要求量 調査に関すること 13 救助用食糧及び物資、器材の配 分計画、保管並びに出納に関する こと 14 福祉避難所の確保に関するこ と 15 その他の被災者支援に関する こと		及び実施に関すること 3 災害救助法の適用に関するこ と 4 災害救助の市町村指導に関す ること 5 被災者生活再建支援法の適用 に関すること 6 災害弔慰金及び災害障害見舞 金の支給並びに災害援護資金の 貸付に関すること 7 福岡県災害見舞金などの交付 に関すること 8 その他災害救助法に関するこ と 9 公用令書の発行に関すること 10 義援金品の出納及び保管に関 すること 11 社会福祉施設の被害調査及び 災害対策に関すること 12 被災地及び避難者に必要な救 助用食糧及び物資、器材の要求量 調査に関すること 13 救助用食糧及び物資、器材の配 分計画、保管並びに出納に関する こと 14 福祉避難所の確保に関するこ と 15 その他の被災者支援に関する こと	
	子育て支援班 （子育て支援課）	1 児童福祉施設（保育所、幼保連 携型認定こども園）、届出保育施 設の被害調査及び災害対策に関 すること	子育て支援班 （子育て支援課）	1 児童福祉施設（保育所、幼保連 携型認定こども園）、届出保育施 設の被害調査及び災害対策に関 すること
	児童家庭班 （児童家庭課）	1 児童福祉施設（保育所、幼保連 携型認定こども園以外）の被害調 査及び災害対策に関すること 2 被災児童に対する福祉サービ スの提供に関すること 3 被災母子（父子）世帯の援護 に関すること	児童家庭班 （児童家庭課）	1 児童福祉施設（保育所、幼保連 携型認定こども園以外）の被害調 査及び災害対策に関すること 2 被災児童に対する福祉サービ スの提供に関すること 3 被災母子（父子）世帯の援護 に関すること

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
	障がい福祉班 (障がい福祉課)	1 災害救助活動の応援に関する こと 2 障がい福祉施設の被害調査及 び災害対策に関すること 3 被災された障がいのある方に 対する福祉サービスの提供につ いての市町村との連絡調整に関 すること	障がい福祉班 (障がい福祉課)	1 災害救助活動の応援に関する こと 2 障がい福祉施設の被害調査及 び災害対策に関すること 3 被災された障がいのある方に 対する福祉サービスの提供につ いての市町村との連絡調整に関 すること		
	保護・援護班 (保護・援護課)	1 罹災者の生活保護に関するこ と。 2 罹災者に対する生活福祉資金 の貸付けなどに関すること	保護・援護班 (保護・援護課)	1 罹災者の生活保護に関するこ と。 2 罹災者に対する生活福祉資金 の貸付けなどに関すること		
	労働局	労働政策班 (労働政策課)	1 労働者の確保・被災者の職業 あっせんに係る福岡労働局との 連絡調整に関すること 2 その他労働対策に関すること	労働政策班 (労働政策課)	1 労働者の確保・被災者の職業 あっせんに係る福岡労働局との 連絡調整に関すること 2 その他労働対策に関すること	
		新雇用開発班 (新雇用開発課)	1 本部長が命じた災害対策事務 に関すること 2 部内各班の応援に関すること	新雇用開発班 (新雇用開発課)	1 本部長が命じた災害対策事務 に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
		職業能力開発班 (職業能力開発課)	1 本部長が命じた災害対策事務 に関すること 2 部内各班の応援に関すること	職業能力開発班 (職業能力開発課)	1 本部長が命じた災害対策事務 に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
人権・同和対策局	1 災害救助活動の応援に関する こと 2 情報が十分伝わらないこと(い わゆる風評)による人権侵害の防 止に関すること	人権・同和対策局	1 災害救助活動の応援に関する こと 2 情報が十分伝わらないこと(い わゆる風評)による人権侵害の防 止に関すること			
環境部	環境政策班 (環境政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ 及び応急対策の連絡調整に関す ること	環境政策班 (環境政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ 及び応急対策の連絡調整に関す ること		

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由	
		2 各々が実施する除染対策の連絡調整に関する事		2 各々が実施する除染対策の連絡調整に関する事	
	環境保全班 (環境保全課)	1 福岡県モニタリング本部の設置に関する事 2 各々が実施する除染対策のとりまとめに関する事 3 災害時における公害対策に関する事	環境保全班 (環境保全課)	1 福岡県モニタリング本部の設置に関する事 2 各々が実施する除染対策のとりまとめに関する事 3 災害時における公害対策に関する事	
	循環型社会推進班 (循環型社会推進課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事	循環型社会推進班 (循環型社会推進課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事	
	廃棄物対策班 (廃棄物対策課)	1 災害地の環境衛生の整備に関する事 2 災害時の廃棄物処理の指導に関する事 3 放射性物質の付着した廃棄物の処分に関する事	廃棄物対策班 (廃棄物対策課)	1 災害地の環境衛生の整備に関する事 2 災害時の廃棄物処理の指導に関する事 3 放射性物質の付着した廃棄物の処分に関する事	
	監視指導班 (監視指導課)	1 緊急時モニタリングへの協力に関する事 2 放射性物質の付着した廃棄物の処分に関する事	監視指導班 (監視指導課)	1 緊急時モニタリングへの協力に関する事 2 放射性物質の付着した廃棄物の処分に関する事	
	自然環境班 (自然環境課)	1 生態系の保全に関する事 2 緊急時モニタリングへの協力に関する事 3 災害地の自然公園施設に関する事	自然環境班 (自然環境課)	1 生態系の保全に関する事 2 緊急時モニタリングへの協力に関する事 3 災害地の自然公園施設に関する事	
商工部	商工政策班 (商工政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事(商工関係団体との連絡調整に関するとりまとめを含む) 2 応急措置用被服、寝具その他生活必需品の確保及び斡旋に関する事 3 応急措置を実施するための救助用物資などの保管命令又は収用命令に関する事	商工部	商工政策班 (商工政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事(商工関係団体との連絡調整に関するとりまとめを含む) 2 応急措置用被服、寝具その他生活必需品の確保及び斡旋に関する事 3 応急措置を実施するための救助用物資などの保管命令又は収用命令に関する事
	中小企業振興班 (中小企業振興課)	1 商店街関係の被害調査及び災害対策に関する事 2 商工業製品などの情報が十分伝わらないことによる混乱(い	中小企業振興班 (中小企業振興課)	1 商店街関係の被害調査及び災害対策に関する事 2 商工業製品などの情報が十分伝わらないことによる混乱(い	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由	
	<p>わゆる風評被害）対策に関する こと</p> <p>3 東京事務所及び大阪事務所を 通じた関東及び関西地方におけ る災害用物資などの斡旋に関す ること</p> <p>4 罹災に伴う中小企業者の金融 に関すること</p> <p>5 罹災中小企業者の経営指導に 関すること</p>		<p>わゆる風評被害）対策に関する こと</p> <p>3 東京事務所及び大阪事務所を 通じた関東及び関西地方におけ る災害用物資などの斡旋に関す ること</p> <p>4 罹災に伴う中小企業者の金融 に関すること</p> <p>5 罹災中小企業者の経営指導に 関すること</p>		
	<p>新事業支援班 （新事業支援課）</p>	<p>1 貿易関係の災害応急対策に関 すること</p>	<p>新事業支援班 （新事業支援課）</p>	<p>1 貿易関係の災害応急対策に関 すること</p>	
	<p>中小企業技術振興班 （中小企業技術振興 課）</p>	<p>1 罹災中小企業者の復旧の技術 指導に関すること</p>	<p>中小企業技術振興班 （中小企業技術振興 課）</p>	<p>1 罹災中小企業者の復旧の技術 指導に関すること</p>	
	<p>新産業振興班 （新産業振興課）</p>	<p>1 新産業プロジェクト関係の災 害応急対策に関すること</p>	<p>新産業振興班 （新産業振興課）</p>	<p>1 新産業プロジェクト関係の災 害応急対策に関すること</p>	
			<p>自動車・水素産業振 興班（自動車・水素産 業振興課）</p>	<p>1 自動車産業及び水素産業関係 の災害応急対策に関すること</p>	<p>福岡県災害対策本部規程（R4.3修正）に 基づく修正</p>
	<p>観光政策班 （観光政策課）</p>	<p>1 観光関係施設の被害調査及び 災害対策に関すること</p> <p>2 観光客数の把握及び支援に関 すること</p> <p>3 観光施設における情報が十分 伝わらないことによる混乱（いわ ゆる風評被害）対策に関すること</p>			<p>福岡県災害対策本部規程（R4.3修正）に 基づく修正</p>
	<p>観光振興班 （観光振興課）</p>	<p>1 観光関係施設の被害調査及び 災害対策に関すること</p> <p>2 観光客数の把握及び支援に関 すること</p> <p>3 観光施設における情報が十分 伝わらないことによる混乱（い わゆる風評被害）対策に関する こと</p>			<p>福岡県災害対策本部規程（R4.3修正）に 基づく修正</p>
	<p>工業保安班 （工業保安課）</p>	<p>1 採石場の被害調査及び災害対 策に関すること</p>	<p>工業保安班 （工業保安課）</p>	<p>1 採石場の被害調査及び災害対 策に関すること</p>	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
	企業立地班 (企業立地課)	1 誘致企業の災害応急対策に関する事 2 部内各班の応援に関する事		企業立地班 (企業立地課)	1 誘致企業の災害応急対策に関する事 2 部内各班の応援に関する事	福岡県災害対策本部規程（R4.3修正）に基づく修正
			観光局	観光政策班 (観光政策課) 観光振興班 (観光振興課)	1 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 2 観光客数の把握及び支援に関する事 3 観光施設における情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)対策に関する事 1 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関する事 2 観光客数の把握及び支援に関する事 3 観光施設における情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)対策に関する事	
農林水産部	農林水産政策班 (農林水産政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 2 緊急時モニタリングへの協力に関する事	農林水産部	農林水産政策班 (農林水産政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 2 緊急時モニタリングへの協力に関する事	所管部署の変更
	農山漁村振興班 (農山漁村振興課)	1 特用林産物及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 2 特用林産物の応急復旧措置に関する事 3 特用林産物の出荷制限などに関する事 4 特用林産物の情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)対策に関する事 5 緊急時モニタリングへの協力に関する事		農山漁村振興班 (農山漁村振興課)	1 特用林産物及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 2 特用林産物の応急復旧措置に関する事 3 特用林産物の出荷制限などに関する事 4 特用林産物の情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)対策に関する事 5 緊急時モニタリングへの協力に関する事 6 鳥獣対策に関する事	
	食の安全・地産地消班 (食の安全・地産地消課)	1 農林水産物などの被災地の実態把握に関する事 2 農林水産物の出荷制限などに関する事 3 農林水産物の情報が十分伝わ		食の安全・地産地消班 (食の安全・地産地消課)	1 農林水産物などの被災地の実態把握に関する事 2 農林水産物の出荷制限などに関する事	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新	改正理由
	<p>らないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事</p> <p>4 緊急時モニタリングへの協力に関する事</p> <p>5 <u>肥料、土壌改良資材、培土に関する事</u></p> <p>6 <u>農地の放射性物質による汚染対策（除染）に関する事</u></p>	<p>3 農林水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事</p> <p>4 緊急時モニタリングへの協力に関する事</p> <p>5 <u>農地の放射性物質による汚染対策（除染）に関する事</u></p>	所管部署の変更
<p>団体指導班 （団体指導課）</p>	<p>1 農業金融に関する事</p> <p>2 農林関係団体との連絡調整に関する事</p> <p>3 被災農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資及び斡旋に関する事</p> <p>4 農業共済金の早期支払に関する事</p> <p>5 農業協同組合の被害対策に関する事</p>	<p>1 農業金融に関する事</p> <p>2 農林関係団体との連絡調整に関する事</p> <p>3 被災農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資及び斡旋に関する事</p> <p>4 農業共済金の早期支払に関する事</p> <p>5 農業協同組合の被害対策に関する事</p>	
<p>輸出促進班 （輸出促進課）</p>	<p>1 農産物（果実及び野菜など）の出荷制限などに関する事</p> <p>2 農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事</p>	<p>1 農産物（果実及び野菜など）の出荷制限などに関する事</p> <p>2 農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事</p>	福岡県災害対策本部規程に基づく修正
<p><u>園芸振興班</u> （園芸振興課）</p>	<p>1 <u>農産物（果実及び野菜など）及び生産施設の被災地の実態把握に関する事</u></p> <p>2 <u>農産物（果実及び野菜など）の出荷制限などに関する事</u></p> <p>3 <u>農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事</u></p> <p>4 応急措置用農産物（果実及び野菜など）の種苗の補給に関する事</p> <p>5 緊急時モニタリングへの協力に関する事</p>		
<p>福岡の食販売促進班 （福岡の食販売促進</p>	<p>1 農産物（果実及び野菜など）の出荷制限等に関する事</p>		

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由
	課)	2 農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事	福岡の食販売促進班（福岡の食販売促進課）	福岡県災害対策本部規程に基づく修正
			園芸振興班（園芸振興課）	
			水田農業振興班（水田農業振興課）	
	水田農業振興班（水田農業振興課）	1 農産物（米、麦など）及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 2 農産物（米、麦など）の出荷制限などに関する事 3 農産物（米、麦など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 4 救助用米穀の確保及び供給に関する事 5 応急措置を実施するための救助用米穀の保管命令又は収容命令に関する事 6 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆の種子の供給に関する事 7 緊急時モニタリングへの協力に関する事	1 農産物（果実及び野菜など）の出荷制限などに関する事 2 農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 1 農産物（果実及び野菜など）及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 2 農産物（果実及び野菜など）の出荷制限などに関する事 3 農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 4 応急措置用農産物（果実及び野菜など）の種苗の補給に関する事 5 緊急時モニタリングへの協力に関する事 1 農産物（米、麦など）及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 2 農産物（米、麦など）の出荷制限などに関する事 3 農産物（米、麦など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 4 救助用米穀の確保及び供給に関する事 5 応急措置を実施するための救助用米穀の保管命令又は収容命令に関する事 6 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆の種子の供給に関する事 7 緊急時モニタリングへの協力に関する事	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由	
	経営技術支援班 (経営技術支援課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管出先機関との連絡に関すること</li> <li>2 被害状況の収集に関すること</li> <li>3 技術対策に関すること</li> <li>4 農産物の病害虫防除に関すること</li> </ol>	経営技術支援班 (経営技術支援課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管出先機関との連絡に関すること</li> <li>2 被害状況の収集に関すること</li> <li>3 技術対策に関すること</li> <li>4 農産物の病害虫防除に関すること</li> </ol>	所管部署の変更 福岡県災害対策本部規程に基づく修正
	畜産班 (畜産課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜、畜産物、飼料及び生産施設の被災地の実態把握に関すること</li> <li>2 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限などに関すること</li> <li>3 家畜、畜産物及び飼料の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること</li> <li>4 家畜伝染病の防疫に関すること</li> <li>5 家畜飼料の補給対策に関すること</li> <li>6 応急措置用副食物の確保に関すること</li> <li>7 家畜の避難・処分などに関すること</li> <li>8 緊急時モニタリングへの協力に関すること</li> <li>9 鳥獣対策に関すること</li> </ol>	畜産班 (畜産課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜、畜産物、飼料及び生産施設の被災地の実態把握に関すること</li> <li>2 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限などに関すること</li> <li>3 家畜、畜産物及び飼料の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること</li> <li>4 家畜伝染病の防疫に関すること</li> <li>5 家畜飼料の補給対策に関すること</li> <li>6 応急措置用副食物の確保に関すること</li> <li>7 家畜の避難・処分などに関すること</li> <li>8 緊急時モニタリングへの協力に関すること</li> </ol>	
	農村森林整備班 (農村森林整備課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設の応急復旧措置に関すること</li> <li>2 林道の応急復旧措置に関すること</li> <li>3 治山施設の応急復旧措置に関すること</li> </ol>	農村森林整備班 (農村森林整備課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関すること</li> <li>2 部所管の海岸堤防の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関すること</li> <li>3 林道の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関すること</li> <li>4 治山施設の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関すること</li> </ol>	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由
	<p>1 被害情報の収集及び林野庁との連絡調整に関すること（林道に関するものを除く。）</p> <p>2 林産物の出荷制限に関すること</p> <p>3 林産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること</p> <p>4 森林の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること</p> <p>5 林産物の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること</p> <p>6 応急措置を実施するための木材などの保管命令又は収容命令に関すること</p> <p>7 災害救助に要する燃料用木材及び応急措置に要する木材の確保に関すること</p> <p>8 林産物生産施設の応急復旧措置に関すること</p> <p>9 災害復旧用林業用種苗の確保及び斡旋に関すること</p> <p>10 緊急時モニタリングへの協力に関すること</p> <p>11 森林の病虫害の防除に関すること</p>		<p>1 被害情報の収集及び林野庁との連絡調整に関すること（林道に関するものを除く。）</p> <p>2 林産物の出荷制限に関すること</p> <p>3 林産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること</p> <p>4 森林の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること</p> <p>5 林産物の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること</p> <p>6 応急措置を実施するための木材などの保管命令又は収容命令に関すること</p> <p>7 災害救助に要する燃料用木材及び応急措置に要する木材の確保に関すること</p> <p>8 林産物生産施設の応急復旧措置に関すること</p> <p>9 災害復旧用林業用種苗の確保及び斡旋に関すること</p> <p>10 緊急時モニタリングへの協力に関すること</p> <p>11 森林の病虫害の防除に関すること</p>	
林業振興班 （林業振興課）		林業振興班 （林業振興課）		

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

		旧	新	改正理由	
	水産局	漁業管理班 （漁業管理課）	1 水産物、水産施設の被害調査に関する事 2 水産物の出荷制限等に関する事 3 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事 4 水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 5 応急措置用水産物の確保及び斡旋に関する事 6 緊急救助用船艇の斡旋に関する事 7 漁船保険金の早期支払及び漁船損害補償事業の指導並びに斡旋に関する事 8 罹災に伴う漁業金融及び漁船・漁具の災害復旧資金の融資に関する事 9 緊急時モニタリングへの協力に関する事	1 水産物、水産施設の被害調査に関する事 2 水産物の出荷制限等に関する事 3 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関する事 4 水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 5 応急措置用水産物の確保及び斡旋に関する事 6 緊急救助用船艇の斡旋に関する事 7 漁船保険金の早期支払及び漁船損害補償事業の指導並びに斡旋に関する事 8 罹災に伴う漁業金融及び漁船・漁具の災害復旧資金の融資に関する事 9 緊急時モニタリングへの協力に関する事	
		水産振興班 （水産振興課）	1 水産物の出荷制限等に関する事 2 水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）被害対策に関する事 3 水産共同施設の災害応急復旧措置に関する事 4 漁港及び漁港区域内海岸の災害応急復旧措置に関する事 5 災害時における公有水面（漁港区域内の海面）に関する事 6 緊急時モニタリングへの協力に関する事	1 水産物の出荷制限等に関する事 2 水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）被害対策に関する事 3 水産共同施設の災害応急復旧措置に関する事 4 漁港及び漁港区域内海岸の災害応急復旧措置に関する事 5 災害時における公有水面（漁港区域内の海面）に関する事 6 緊急時モニタリングへの協力に関する事	
県土整備部	県土整備総務班 （県土整備総務課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事		
	企画班 （企画課）	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事		

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由	
	用地班 (用地課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	用地班 (用地課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	道路維持班 (道路維持課)	1 道路状況の把握に関すること 2 緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路の確保に関すること	道路維持班 (道路維持課)	1 道路状況の把握に関すること 2 緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路の確保に関すること	
	道路建設班 (道路建設課)	1 道路状況の把握に関すること 2 緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路の確保に関すること	道路建設班 (道路建設課)	1 道路状況の把握に関すること 2 緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路の確保に関すること	
	河川管理班 (河川管理課)	1 河川の被害調査及び災害応急対策に関すること 2 部内各班の応援に関すること	河川管理班 (河川管理課)	1 河川の被害調査及び災害応急対策に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	河川整備班 (河川整備課)	1 福岡県水防計画書に定める水防業務に関すること	河川整備班 (河川整備課)	1 福岡県水防計画書に定める水防業務に関すること	
	港湾班 (港湾課)	1 海岸の災害応急復旧措置に関すること 2 災害時における公有水面（海面）に関すること 3 離島航路に関すること 4 緊急輸送における港湾の使用に関すること	港湾班 (港湾課)	1 海岸の災害応急復旧措置に関すること 2 災害時における公有水面（海面）に関すること 3 離島航路に関すること 4 緊急輸送における港湾の使用に関すること	
	砂防班 (砂防課)	1 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること 2 部内各班の応援に関すること	砂防班 (砂防課)	1 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	水資源対策班 (水資源対策課)	1 総合的な水対策に関すること 2 給水停止等の指導に関すること 3 水道水の供給に関すること 4 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること 5 給水車等の配車対策に関すること 6 緊急時モニタリングへの協力に関すること	水資源対策班 (水資源対策課)	1 総合的な水対策に関すること 2 給水停止等の指導に関すること 3 水道水の供給に関すること 4 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること 5 給水車等の配車対策に関すること 6 緊急時モニタリングへの協力に関すること	
	建築都市部	建築都市総務班 (建築都市総務課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	建築都市部 建築都市総務班 (建築都市総務課)	
	都市計画班 (都市計画課)	1 市街地開発事業の被災状況把握に関すること	都市計画班 (都市計画課)	1 市街地開発事業の被災状況把握に関すること	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由
		2 部内各班の応援に関する事	2 部内各班の応援に関する事	
	建築指導班 (建築指導課)	1 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関する事 2 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関する事	1 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関する事 2 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関する事	
	公園街路班 (公園街路課)	1 都市公園の災害応急復旧措置に関する事	1 都市公園の災害応急復旧措置に関する事	
	下水道班 (下水道課)	1 緊急時モニタリングへの協力に関する事 2 汚染された下水道汚泥の対策に関する事	1 緊急時モニタリングへの協力に関する事 2 汚染された下水道汚泥の対策に関する事	
	住宅計画班 (住宅計画課)	1 災害公営住宅に関する事	1 災害公営住宅に関する事	
	県営住宅班 (県営住宅課)	1 応急仮設住宅の建築に関する事 2 応急仮設住宅及び県営住宅の供与に関する事	1 応急仮設住宅の建築に関する事 2 応急仮設住宅及び県営住宅の供与に関する事	
	営繕設備班 (営繕設備課)	1 応急仮施設の建設に関する事 2 応急仮設住宅の建設における設備に関する事	1 応急仮施設の建設に関する事 2 応急仮設住宅の建設における設備に関する事	
会計管理部	会計班 (会計課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内の連絡調整に関する事	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内の連絡調整に関する事	
企業部	管理班 (管理課)	1 部内の連絡調整に関する事 2 県営発電所の災害応急復旧措置に関する事 3 県営工業用水道の災害応急復旧措置に関する事	1 部内の連絡調整に関する事 2 県営発電所の災害応急復旧措置に関する事 3 県営工業用水道の災害応急復旧措置に関する事	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

		旧			新	改正理由
教育部	総務企画班 (総務企画課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること</li> <li>2 教育委員会及び教育委員に関すること</li> <li>3 部長及び副部長の秘書に関すること</li> <li>4 事務局職員の動員に関すること</li> <li>5 防災についての広報活動に関すること</li> <li>6 学校の生徒等の避難の総合調整に関すること</li> </ol>	教育部	総務企画班 (総務企画課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること</li> <li>2 教育委員会及び教育委員に関すること</li> <li>3 部長及び副部長の秘書に関すること</li> <li>4 事務局職員の動員に関すること</li> <li>5 防災についての広報活動に関すること</li> <li>6 学校の生徒等の避難の総合調整に関すること</li> </ol>	
	財務班 (財務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧予算に関すること</li> <li>2 罹災者に係る授業料の免除に関すること</li> </ol>		財務班 (財務課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害復旧予算に関すること</li> <li>2 罹災者に係る授業料の免除に関すること</li> </ol>	
	教職員班 (教職員課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の確保その他の人事措置及び服務に関すること</li> <li>2 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の避難に関すること</li> <li>3 職員の保健管理に関すること</li> </ol>		教職員班 (教職員課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の確保その他の人事措置及び服務に関すること</li> <li>2 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の避難に関すること</li> <li>3 職員の保健管理に関すること</li> </ol>	
	施設班 (施設課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設設備の災害予防に関すること</li> <li>2 災害に伴う文教施設の応急修理に関すること</li> <li>3 文教施設の被害調査、災害応急復旧に関すること</li> </ol>		施設班 (施設課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設設備の災害予防に関すること</li> <li>2 災害に伴う文教施設の応急修理に関すること</li> <li>3 文教施設の被害調査、災害応急復旧に関すること</li> </ol>	
	文化財保護班 (文化財保護課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の保護に関すること</li> </ol>		文化財保護班 (文化財保護課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化財の保護に関すること</li> </ol>	
	高校教育班 (高校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立高等学校及び県立中高一貫教育校(以下「県立高等学校等」という。)における教職員及び生徒に対する防災知識の普及に関すること</li> <li>2 県立高等学校等における生徒の避難に関すること</li> <li>3 県立高等学校等における応急教育の方法に関すること</li> </ol>		高校教育班 (高校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県立高等学校及び県立中高一貫教育校(以下「県立高等学校等」という。)における教職員及び生徒に対する防災知識の普及に関すること</li> <li>2 県立高等学校等における生徒の避難に関すること</li> <li>3 県立高等学校等における応急教育の方法に関すること</li> </ol>	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由
	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材の確保に関すること</li> <li>5 育英補助に関すること</li> <li>6 被災生徒等への支援に関すること</li> <li>7 学校に指定避難所を開設することについての協力に関すること</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>4 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材の確保に関すること</li> <li>5 被災生徒等への支援に関すること</li> <li>6 学校に指定避難所を開設することについての協力に関すること</li> </ul>	記載の適正化
義務教育班 （義務教育課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市町村立学校における教職員及び児童生徒に対する防災知識の普及に関すること</li> <li>2 市町村立学校における児童生徒の避難に関すること</li> <li>3 市町村立学校における応急教育の方法に関すること</li> <li>4 市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること</li> <li>5 被災児童生徒等への支援に関すること</li> <li>6 学校に指定避難所を開設することについての協力に関すること</li> </ul>	義務教育班 （義務教育課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 市町村立学校における教職員及び児童生徒に対する防災知識の普及に関すること</li> <li>2 市町村立学校における児童生徒の避難に関すること</li> <li>3 市町村立学校における応急教育の方法に関すること</li> <li>4 市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること</li> <li>5 被災児童生徒等への支援に関すること</li> <li>6 学校に指定避難所を開設することについての協力に関すること</li> </ul>	
特別支援教育班 （特別支援教育課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県立特別支援学校における教職員及び幼児児童生徒に対する防災知識の普及に関すること</li> <li>2 県立特別支援学校の幼児児童生徒の避難に関すること</li> <li>3 県立特別支援学校における応急教育の方法に関すること</li> <li>4 県立特別支援学校における教科書、教材の確保に関すること</li> <li>5 被災幼児児童生徒等への支援に関すること</li> <li>6 学校に指定避難所を開設することについての協力に関すること</li> </ul>	特別支援教育班 （特別支援教育課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県立特別支援学校における教職員及び幼児児童生徒に対する防災知識の普及に関すること</li> <li>2 県立特別支援学校の幼児児童生徒の避難に関すること</li> <li>3 県立特別支援学校における応急教育の方法に関すること</li> <li>4 県立特別支援学校における教科書、教材の確保に関すること</li> <li>5 被災幼児児童生徒等への支援に関すること</li> <li>6 学校に指定避難所を開設することについての協力に関すること</li> </ul>	
人権・同和教育班 （人権・同和教育課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部長が命じた災害対策事務に関すること</li> <li>2 部内各班の応援に関すること</li> </ul>	人権・同和教育班 （人権・同和教育課）	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 本部長が命じた災害対策事務に関すること</li> <li>2 部内各班の応援に関すること</li> </ul>	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
	<p>体育スポーツ健康班 （体育スポーツ健康課）</p> <p>社会教育班 （社会教育課）</p>	<p>1 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること</p> <p>2 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること</p> <p>3 被災学校の給食の指導に関すること</p> <p>4 児童及び生徒の保健管理、保健指導及び心のケアに関すること</p> <p>5 体育施設及び設備の災害予防、被害調査、災害復旧に関すること</p> <p>6 体育関係諸団体との連絡に関すること</p> <p>1 社会教育施設及び設備の被害調査及び災害対策に関すること</p> <p>2 社会教育関係諸団体との連絡に関すること</p>	<p>体育スポーツ健康班 （体育スポーツ健康課）</p> <p>社会教育班 （社会教育課）</p>	<p>1 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること</p> <p>2 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること</p> <p>3 被災学校の給食の指導に関すること</p> <p>4 児童及び生徒の保健管理、保健指導及び心のケアに関すること</p> <p>5 体育施設及び設備の災害予防、被害調査、災害復旧に関すること</p> <p>6 体育関係諸団体との連絡に関すること</p> <p>1 社会教育施設及び設備の被害調査及び災害対策に関すること</p> <p>2 社会教育関係諸団体との連絡に関すること</p> <p>3 <u>公益財団法人福岡県教育文化奨学財団奨学金の緊急募集に関すること</u></p>	記載の適正化	
福岡県 モニタ リング 本部	<p>総括・連絡班、測定・採取班、分析班 （環境保全課、保健環境研究所）</p>	<p>1 国が設置する緊急時モニタリングセンターへの参画などに関すること</p> <p>2 福岡県モニタリング本部の運営に関すること</p> <p>3 緊急時モニタリングの実施に関すること</p> <p>4 緊急時モニタリング要員などの派遣要請に関すること</p>	<p>福岡県 モニタ リング 本部</p> <p>総括・連絡班、測定・採取班、分析班 （環境保全課、保健環境研究所）</p>	<p>1 国が設置する緊急時モニタリングセンターへの参画などに関すること</p> <p>2 福岡県モニタリング本部の運営に関すること</p> <p>3 緊急時モニタリングの実施に関すること</p> <p>4 緊急時モニタリング要員などの派遣要請に関すること</p>	記載の適正化	
<p>(注) 公安部については、公安部長が別に定める。 [ 糸島現地災害対策本部の配備体制、分掌事務 ] (略) イ～エ (略) (2)～(5) (略)</p> <p>2 自発的支援の受入れ (国(原子力規制委員会)、糸島市、日本赤十字社福岡県支部、福岡県社会福祉協議会、福岡県共同募金会、福岡県災害ボランティア連絡会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、社会活動推進課、福祉総務課、関係各課) (略) (1)～(2) (略)</p>			<p>(注) 公安部については、公安部長が別に定める。 [ 糸島現地災害対策本部の配備体制、分掌事務 ] (略) イ～エ (略) (2)～(5) (略)</p> <p>2 自発的支援の受入れ (国(原子力規制委員会)、糸島市、日本赤十字社福岡県支部、福岡県社会福祉協議会、福岡県共同募金会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、社会活動推進課、福祉総務課、関係各課) (略) (1)～(2) (略)</p>			記載の適正化



■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>害医療マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療従事者の派遣要請など 県は、医療救護活動及び避難退域時検査などの実施のため必要と認める場合は、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国立大学附属病院、市町村立病院、日本赤十字社福岡県支部及び県医師会などに対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師などの人員の派遣及び薬剤、医療機器などの提供を要請する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 住民に対する被ばく線量の把握 県、国及びその他防災関係機関は、全面緊急事態が発生し原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途にできる限り早い時期に、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握し、一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握する。 また、外部被ばく線量の推計などを行うための行動調査を速やかに行う。 なお、モニタリングの結果、放射性セシウム以外の核種の顕著な放出が認められた場合は、これらの核種による被ばく線量の把握についても検討する。 [原子力災害医療基本活動体制図] (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 屋内退避、避難等の防護措置 (国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、<u>県看護協会、県社会福祉協議会</u>、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、国際局国際政策課・地域課、男女共同参画推進課、私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、健康増進課、生活衛生課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、商工政策課、畜産課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課、水資源対策課、教育庁総務企画課、教職員課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課)) (略)</p> <p>(1) 屋内退避及び避難等の防護措置の実施 (略)</p> <p>ア 避難等の指示など (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 全面緊急事態発生時 県は、全面緊急事態が発生し、原子力緊急事態宣言が発出された場合、国の指示に基づき、対象地域における屋内退避及び避難等の準備の指示やOILに基づく防護措置を準備するよう、糸島市に伝達するとともに、その他市町村に対して、屋内退避を指示する可能性がある旨の注意喚起を行う。併せて、対象地域が行うOILに基づく防護措置の準備への協力を要請する。 (エ)～(オ) (略)</p> <p>イ～オ (略)</p>	<p>害医療マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療従事者の派遣要請など 県は、医療救護活動及び避難退域時検査などの実施のため必要と認める場合は、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、国立大学附属病院、市町村立病院、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県医師会などに対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師などの人員の派遣及び薬剤、医療機器などの提供を要請する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>(5) 住民等に対する被ばく線量の把握 県、国及びその他防災関係機関は、全面緊急事態が発生し緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、発災後一週間以内を目途にできる限り早い時期に、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握し、一か月以内を目途に放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握する。 また、外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を速やかに行う。 なお、モニタリングの結果、放射性セシウム以外の核種の顕著な放出が認められた場合は、これらの核種による被ばく線量の把握についても検討する。 [原子力災害医療基本活動体制図] (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 屋内退避、避難等の防護措置 (国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、<u>福岡県看護協会、福岡県社会福祉協議会</u>、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、国際局国際政策課・地域課、男女共同参画推進課、私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、健康増進課、生活衛生課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、商工政策課、畜産課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課、水資源対策課、教育庁総務企画課、教職員課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課)) (略)</p> <p>(1) 屋内退避及び避難等の防護措置の実施 (略)</p> <p>ア 避難等の指示など (ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 全面緊急事態発生時 県は、全面緊急事態が発生し、緊急事態宣言が発出された場合、国の指示に基づき、対象地域における屋内退避及び避難等の準備の指示やOILに基づく防護措置を準備するよう、糸島市に伝達するとともに、その他市町村に対して、屋内退避を指示する可能性がある旨の注意喚起を行う。併せて、対象地域が行うOILに基づく防護措置の準備への協力を要請する。 (エ)～(オ) (略)</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2)～(10) (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(2)～(10) (略)</p> <p>8 学校等、医療機関、社会福祉施設などにおける避難等          (糸島市、学校等、国立・私立の学校等の設置者など、病院など医療機関・社会福祉施設・大規模集客施設などの管理者、県(私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、教育庁総務企画課、教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課)</p> <p>学校等、病院など医療機関、社会福祉施設、大規模集客施設などにおいては、避難等の指示などがあった場合、あらかじめ避難方法、避難経路、誘導責任者及び避難場所などについて策定した避難計画に基づき、迅速かつ安全に避難等を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病院等医療機関          対象地域に所在する病院など医療機関は、原子力災害が発生し、避難等の指示があった場合には、あらかじめ定めた避難計画に基づき、医師、看護師及び職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者などを避難等させるよう努める。          避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女などを優先して行うこととし、必要に応じて他の医療機関に対し、応援を要請する。          県は、<u>県医師会</u>などの関係機関と連携し、入院患者の受入先となる医療機関との調整を行う。          また、県内の医療機関では受入れに対処できない場合は、近隣県及び国に対し、受入れ協力を要請する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>9 行政機関の避難          (糸島市、県(防災危機管理局、市町村支援課))          (略)</p> <p>10 防災業務関係者の安全確保          (国、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者、原子力災害対応医療機関、福岡県トラック協会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、保健医療介護総務課、医療指導課、関係各課))          原子力災害が発生した場合、<u>防災業務関係者</u>は放射性物質によって汚染された地域で作業を行うこともあり、その安全や健康を適切に守るための対策を講じる必要があるため、県、県警察、国、糸島市、消防機関、原子力災害対応医療機関及びその他防災関係機関は、緊急時モニタリングや原子力災害医療など緊急事態応急対策に関わる<u>防災業務関係者</u>の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1) 被ばく管理のための連携確保          県、県警察、国、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関は、<u>防災業務関係者</u>の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部などと現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管</p>	<p>8 学校等、医療機関、社会福祉施設などにおける避難等          (糸島市、学校等、国立・私立の学校等の設置者など、病院など医療機関・社会福祉施設・大規模集客施設などの管理者、県(私学振興・青少年育成局政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、児童家庭課、障がい福祉課、教育庁総務企画課、教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課)</p> <p>学校等、病院など医療機関、社会福祉施設、大規模集客施設などにおいては、避難等の指示などがあった場合、あらかじめ避難方法、避難経路、誘導責任者及び避難場所などについて策定した避難計画に基づき、迅速かつ安全に避難等を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病院等医療機関          対象地域に所在する病院など医療機関は、原子力災害が発生し、避難等の指示があった場合には、あらかじめ定めた避難計画に基づき、医師、看護師及び職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者などを避難等させるよう努める。          避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女などを優先して行うこととし、必要に応じて他の医療機関に対し、応援を要請する。          県は、<u>福岡県医師会</u>などの関係機関と連携し、入院患者の受入先となる医療機関との調整を行う。          また、県内の医療機関では受入れに対処できない場合は、近隣県及び国に対し、受入れ協力を要請する。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>9 行政機関の避難          (糸島市、県(防災危機管理局、<u>行財政支援課</u>))          (略)</p> <p>10 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保          (国、県警察、糸島市、消防機関、原子力事業者、原子力災害対応医療機関、福岡県トラック協会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、保健医療介護総務課、<u>医療指導課</u>、関係各課))          原子力災害が発生した場合、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>は放射性物質によって汚染された地域で作業を行うこともあり、その安全や健康を適切に守るための対策を講じる必要があるため、県、県警察、国、糸島市、消防機関、原子力災害対応医療機関及びその他防災関係機関は、緊急時モニタリングや原子力災害医療など緊急事態応急対策に従事する者の安全確保を図るものとする。</p> <p>(1) 被ばく管理のための連携確保          県、県警察、国、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>の安全確保を図るため、それぞれの災害対策本部などと現場指揮者との連携を密にして、</p>	<p>記載の適正化</p> <p>組織編成に基づく修正</p> <p>原子力災害対策指針(R4.7修正)に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>理を行う。</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>ア 防災資機材の装備</p> <p>県は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計などの防災資機材の装備及び安定ヨウ素剤の配備など必要な措置をとるよう指示するとともに、県警察、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の装備など必要な措置をとるよう指示する。</p> <p>県警察、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関は、その管轄する防災業務関係者が、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合において、自ら必要と認めた場合又は指示を受けた場合は、防護服、防護マスク及び線量計などの防災資機材の装備及び安定ヨウ素剤の配備など必要な措置をとる。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の被ばく管理</p> <p>ア 防災業務関係者の防護指標</p> <p>県、県警察、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関は、<u>防災業務関係者の被ばく管理</u>について、国の防災指針における次の指標に基づき適切に行うものとする。</p> <p>(ア) 災害応急対策活動及び災害復旧対策活動を実施する<u>防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量(※)で50ミリシーベルトを上限とする</u>。</p> <p>※ 体全体で平均化した被ばく量</p> <p>(イ) <u>防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者</u>(例えば、国から派遣される専門家、警察及び消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者など)が、災害の拡大の防止及び人命救助など緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトをあわせて上限として用いる。</p> <p>なお、この<u>防災業務関係者の放射線防護</u>についての指標は上限であり、防災活動に伴う被ばく線量は、できる限り少なくするよう努める。特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行うものとする。</p> <p>イ 各機関の被ばく管理</p> <p>県、県警察、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関は、<u>独自に防災業務関係者の被ばく管理</u>を適切に行うものとする。また、必要に応じて簡易除染などの医療措置を行う。</p> <p>なお、被ばく管理を行うに当たっては、緊急モニタリング本部、保健医療</p>	<p>適切な被ばく管理を行う。</p> <p>(2) 防護対策</p> <p>ア 防災資機材の装備</p> <p>県は、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合、その管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク、線量計などの防災資機材の装備及び安定ヨウ素剤の配備など必要な措置をとるよう指示するとともに、県警察、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関に対して、防災資機材の装備など必要な措置をとるよう指示する。</p> <p>県警察、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関は、その管轄する緊急事態応急対策に従事する者が、被ばく又は汚染の可能性のある環境下で活動する場合において、自ら必要と認めた場合又は指示を受けた場合は、防護服、防護マスク及び線量計などの防災資機材の装備及び安定ヨウ素剤の配備など必要な措置をとる。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理</p> <p>ア <u>緊急事態応急対策に従事する者の防護指標</u></p> <p>県、県警察、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関は、<u>緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理</u>について、国の防災指針における次の指標に基づき適切に行うものとする。</p> <p>(ア) <u>災害応急対策活動及び災害復旧対策活動を実施する緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量(※)で50ミリシーベルトを上限とする</u>。</p> <p>※ 体全体で平均化した被ばく量</p> <p>(イ) <u>緊急事態応急対策に従事する者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者</u>(例えば、国から派遣される専門家、警察及び消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者など)が、災害の拡大の防止及び人命救助など緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100ミリシーベルトを上限とする。また、作業内容に応じて、必要があれば、眼の水晶体については等価線量で300ミリシーベルト、皮膚については等価線量で1シーベルトをあわせて上限として用いる。</p> <p>なお、この<u>緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護</u>についての指標は上限であり、防災活動に伴う被ばく線量は、できる限り少なくするよう努める。特に女性については、胎児防護の観点から、適切な配慮を行うものとする。</p> <p>イ 各機関の被ばく管理</p> <p>県、県警察、糸島市、消防機関、高度被ばく医療支援センターなど及びその他防災関係機関は、<u>独自に緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理</u>を適切に行うものとする。また、必要に応じて簡易除染などの医療措置を行う。</p> <p>なお、被ばく管理を行うに当たっては、緊急モニタリング本部、保健医療</p>	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>調整本部及び原子力災害医療派遣チームと緊密に連携するものとする。また、高度被ばく医療支援センターなど以外の機関にあっては、必要に応じて高度被ばく医療支援センターなどの協力を得るものとする。</p> <p>糸島市は、必要に応じて県及び防災関係機関に簡易除染などの医療措置を要請する。</p> <p>ウ～エ（略）</p> <p>11～14（略）</p>	<p>調整本部及び原子力災害医療派遣チームと緊密に連携するものとする。また、高度被ばく医療支援センターなど以外の機関にあっては、必要に応じて高度被ばく医療支援センターなどの協力を得るものとする。</p> <p>糸島市は、必要に応じて県及び防災関係機関に簡易除染などの医療措置を要請する。</p> <p>ウ～エ（略）</p> <p>11～14（略）</p>	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第4章 災害復旧対策</b>  <b>第1節～第2節</b> (略)</p> <p><b>第3節 被災者の生活再建等の支援</b>            1～3 (略)            4 <b>モニタリングの実施及び結果の公表</b>            (国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県(防災危機管理局、環境保全課、保健環境研究所、関係各課))            県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して、継続的にモニタリングを行いその結果を速やかに公表し、その後、平常時におけるモニタリング体制に移行するものとする。            原子力事業者は、県からの要請に基づいて、モニタリングに必要な防災資機材の貸与や原子力防災要員を派遣するよう努める。            糸島市及びその他市町村は、県が実施するモニタリングに協力する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 <b>心身の健康相談体制の整備</b>            (国、糸島市、<u>県医師会</u>、<u>県薬剤師会</u>、<u>県看護協会</u>、<u>県社会福祉協議会</u>、<u>県(健康増進課、医療指導課)</u>)            原子力災害が発生した場合に、住民等の放射線被ばくに関する不安への対応のため、県、国、糸島市、その他市町村、<u>県医師会</u>、<u>県薬剤師会</u>、<u>県看護協会</u>及び<u>県社会福祉協議会</u>は、心身の健康に関する相談体制を整備する。</p> <p>県、国及び糸島市は、その他市町村及び防災関係機関の協力を得て住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ、長期間にわたる健康調査を実施する。            なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子供などに十分配慮する。</p> <p>9～10 (略)</p> <p><b>第4節</b> (略)</p>	<p><b>第4章 災害復旧対策</b>  <b>第1節～第2節</b> (略)</p> <p><b>第3節 被災者の生活再建等の支援</b>            1～3 (略)            4 <b>モニタリングの実施及び結果の公表</b>            (国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県(防災危機管理局、環境保全課、保健環境研究所、関係各課))            県は、緊急事態解除宣言後、国の統括の下、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して、継続的にモニタリングを行いその結果を速やかに公表し、その後、平常時におけるモニタリング体制に移行するものとする。            原子力事業者は、県からの要請に基づいて、モニタリングに必要な防災資機材の貸与や原子力防災要員を派遣するよう努める。            糸島市及びその他市町村は、県が実施するモニタリングに協力する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 <b>心身の健康相談体制の整備</b>            (国、糸島市、<u>福岡県医師会</u>、<u>福岡県薬剤師会</u>、<u>福岡県看護協会</u>、<u>福岡県社会福祉協議会</u>、<u>県(健康増進課、医療指導課)</u>)            原子力災害が発生した場合に、住民等の放射線被ばくに関する不安への対応のため、県、国、糸島市、その他市町村、<u>福岡県医師会</u>、<u>福岡県薬剤師会</u>、<u>福岡県看護協会</u>及び<u>福岡県社会福祉協議会</u>は、心身の健康に関する相談体制を整備する。            県、国及び糸島市は、その他市町村及び防災関係機関の協力を得て住民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、住民を対象として、必要に応じ、長期間にわたる健康調査を実施する。            なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子供などに十分配慮する。</p> <p>9～10 (略)</p> <p><b>第4節</b> (略)</p>	<p></p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第5章 複合災害対策</b> 略第1節 （略）</p> <p>第2節 災害事前対策 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 災害事前対策に係る留意点 （1）～（6） （略） （7） <u>防災業務関係者</u>に対する研修及び防災訓練の実施</p> <p>県は、<u>防災業務関係者</u>に対する研修を実施するに当たり、複合災害時の対応についても考慮するものとする。 また、防災訓練の実施に当たっては、複合災害発生時に対応できる実践的なものとなるよう努める。</p> <p>第3節～第4節 （略）</p>	<p><b>第5章 複合災害対策</b> 略第1節 （略）</p> <p>第2節 災害事前対策 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 災害事前対策に係る留意点 （1）～（6） （略） （7） <u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対する研修及び防災訓練の実施</p> <p>県は、<u>緊急事態応急対策に従事する者</u>に対する研修を実施するに当たり、複合災害時の対応についても考慮するものとする。 また、防災訓練の実施に当たっては、複合災害発生時に対応できる実践的なものとなるよう努める。</p> <p>第3節～第4節 （略）</p>	<p>原子力災害対策指針（R4.7修正）に基づく修正</p>